第２次印南町
地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和４年３月

印南町

印南町社会福祉協議会

計画策定にあたって

本町の第６次印南町長期総合計画では、町の将来像を「住民とともに築く、希望あふれる郷」と設定し「思いやりと安らぎ」を実感できるまちづくりをめざし、各種福祉・保健施策の実施に努めてまいりました。

しかしながら、本町におきましても少子高齢化や人口減少、家族や地域とのつながりの希薄化、そして日々の生活における課題も以前より多様化・複雑化しています。これらの課題を解決するためには、「自助・共助・公助」の多様なつながりによって地域住民、福祉団体、行政等が協働しながら、包括的に取り組むことが必要です。

そこで、本町における地域福祉を推進する指針として、「第２次印南町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。本計画では、前計画に掲げた基本理念「思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷（まち）　いなみ」を継承し、本町を取り巻く地域の変化や現状を踏まえ、障害のある方、高齢者、子どもなどの制度や分野を超え、複合的な生活課題に対し包括的に取り組む「地域共生社会」をめざします。

また、今計画は、住民生活と密接に関連する福祉課題に的確に対応するため、印南町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、住民、行政、社会福祉協議会、福祉事業者等による「自助・共助・公助」の連携を柱とした地域福祉の取り組みを推進してまいります。町民の皆様には、本計画の趣旨、理念をご理解いただき、ともに地域福祉の推進に参加いただけたらと存じます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました印南町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめヒアリングなどを通じて貴重なご意見、ご提言を頂きました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和４年３月

印南町長　　日裏　勝己

ご あ い さ つ

印南町社会福祉協議会におきましては、「印南町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に沿って、主体性を住民の皆様方に置いた取り組みを進めてまいりましたが、本町におきましても高齢者社会の進行や地域とのつながりの希薄化など、様々な社会構造の変化に伴い、住民が抱える生活課題がますます多様化・複雑化しています。また、従来の制度や個別の計画では網羅できない『制度の狭間』への対応が求められており、住民の皆様方お一人お一人が地域の課題に「我が事」として取り組んでいくことが求められていくようになっています。

こうした中で、今計画も、印南町と共同し、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定して、理念と方向性を共有しながら、地域住民、各種団体、事業者、行政等が一致協力して地域福祉の推進をめざすことになりました。「思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷(まち)　いなみ」を基本理念として、「地域福祉の推進に向けた基盤づくり」、「地域の交流・支え合いの仕組みづくり」、「安心・安全に暮らせる地域づくり」、「福祉サービスの充実と支援体制づくり」の４つの基本目標をもって地域の皆様方とともに取り組んでまいります。

また、それぞれの社会福祉法人、団体等との連携を密にし協力体制を築きあい、効果的に地域福祉を展開できるよう、連携の強化や情報の共有を行うことで、一人一人の生活課題に寄り添い、誰もが自分の意思を尊重され、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるまちづくりをめざします。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました策定委員の方々、ご意見を頂きました町民の皆様方に心より感謝申し上げますとともに、本計画の実現に向けた尚一層のお力添えをお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

令和４年３月

社会福祉法人　印南町社会福祉協議会

会長　　森尾　正稔

目次

第１章　計画策定にあたって……1
　１　計画策定の背景……1
　２　地域福祉をめぐる社会動向……2
　３　地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは……3
　４　計画の位置づけ……5
　５　計画の期間……6
　６　圏域の設定……7
第２章　印南町の現状と課題……8
　１　統計からみる現状……8
　２　町内福祉事業者のヒアリング調査からみる現状……17
　３　前回計画の評価……21
　４　印南町・印南町社会福祉協議会の地域福祉への取り組み状況……25
　５　印南町の地域福祉をめぐる主な課題について……32
第３章　計画策定の基本的な考え方……33
　１　基本理念……33
　２　基本目標……34
　３　計画の体系……35
第４章　地域福祉施策の展開……36
　基本目標１　地域福祉の推進に向けた基盤づくり……36
　基本目標２　地域の交流・支え合いの仕組みづくり……40
　基本目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり……44
　基本目標４　福祉サービスの充実と支援体制づくり……48
第５章　計画の推進……53
　１　計画の推進体制……53
　２　計画の進行管理……54
　３　コロナ禍における地域福祉の推進……54
資　料　編……55
　１　印南町地域福祉計画策定委員会設置要綱……55
　２　印南町地域福祉計画策定委員会名簿……57

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

近年、少子高齢化の進行や核家族化、価値観や生活様式の多様化などにより、私たちを取り巻く社会環境は全国的に変化しており、これらを背景とした地域住民のつながりの希薄化によって、社会的な配慮が必要な高齢者や障害のある方に対する支援はもとより、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、うつ病や自殺、虐待、ひきこもり、生活困窮者などが新たな社会問題となっています。

国においては、制度や分野ごとに捉えられてきた課題に対し、支援する側と支援される側という関係を超え、住民一人ひとりが「我が事」として、さらに分野や世代に関わらず「丸ごと」つながることで、支え合いの中で安心して暮らせる「地域共生社会の実現」が掲げられました。また、令和２年に社会福祉法が一部改正され、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざす必要があることが明記されました。

行政に対する福祉ニーズや課題は多様化・複雑化しており、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉などの対象者ごとに策定されている個別の計画では網羅できない「制度の狭間」への対応が求められています。また、分野にまたがる複合化した課題も見受けられるようになり、従来のような行政や社会福祉協議会、事業所による福祉サービスでは支援が難しくなってきています。このような傾向は、本町においても、今後ますます加速化するものと考えられます。

このような状況を踏まえ、本町における地域福祉を計画的・効果的に推進していくために、「印南町地域福祉計画」及び「印南町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という）の一体的な策定に取り組みます。

2　地域福祉をめぐる社会動向

（1）地域共生社会推進検討会の提言

国では、地域共生社会推進検討会において、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行い、令和元年 12 月に最終とりまとめを公表しました。その中で、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つを内容とする新たな事業の創設を行うことで、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するべきとの提言が示されています。

（2）重層的支援体制整備事業の創設

重層的支援体制整備事業の創設などを新たに規定した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和３年４月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関する法律に基づき一体的に実施する事業です。

●地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要（イメージ）

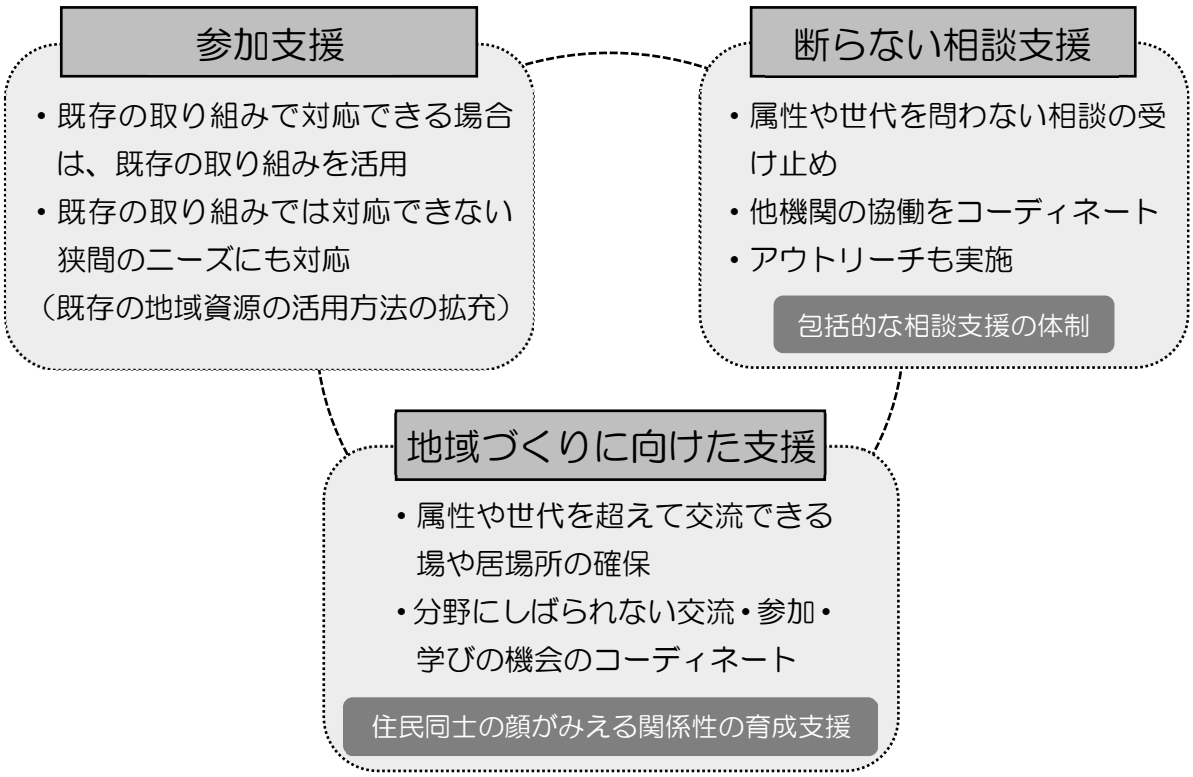

3　地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域社会の推進に取り組むための『理念』や『仕組み』をつくる総合的な計画として、市町村が策定する計画であり、平成 30 年に社会福祉法が改正され、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。また、地域住民、福祉関係団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割の中で、力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものになります。

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定するもので、住民や地域と取り組む具体的な内容が盛り込まれた民間の行動計画です。

これらの計画は、高齢者福祉計画、障害者基本計画などの他の計画との整合性を図りながら、高齢者や障害のある方といったサービスの対象者に着目するのではなく、地域に着目し、地域における要支援者（高齢者、障害のある方、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）の生活課題の解決のための方策について定めるものです。

このように「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強し合う関係にあることから、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性のもとで地域福祉を推進していくものとします。

●「地域福祉」のイメージ

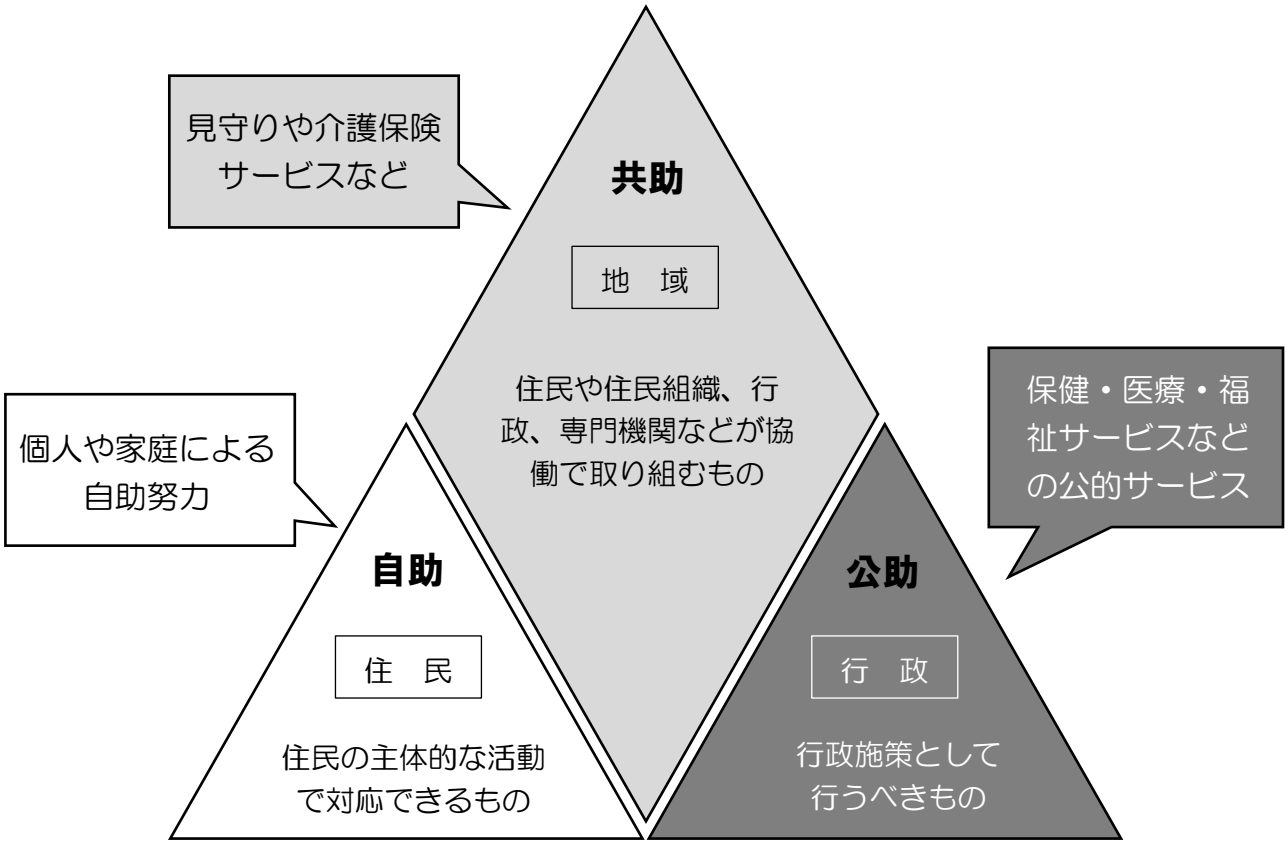

社会福祉法より抜粋

（地域福祉の推進）

第四条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4　計画の位置づけ

「第２次印南町地域福祉計画」は、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画（印南町第９次高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画、第２期印南町子ども・子育て支援事業計画、日高圏域障害者プラン 2021 など）の上位計画となるものです。また、本町の上位計画となる第６次印南町長期総合計画（前期基本計画）との整合性を図りつつ、地域福祉の理念計画として位置づけます。

●地域福祉に関連する各計画の関係イメージ

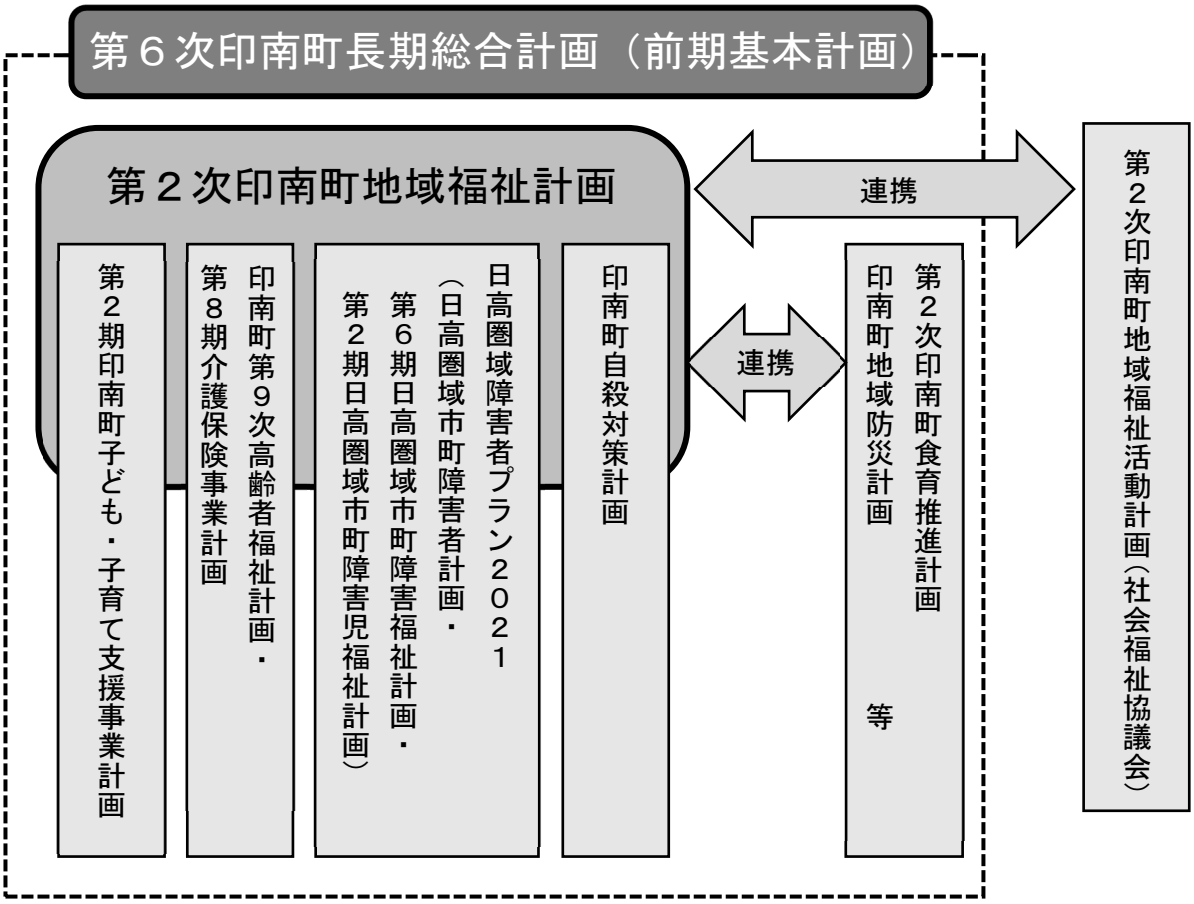

5　計画の期間

本計画の計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。なお、計画内容については、社会状況の変化や国・県における地域福祉政策の動向に応じて、適宜見直しを行います。

●地域福祉に関連する各計画の計画期間

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
第６次印南町長期総合計画（前期基本計画）	令和３年度～令和７年度				
第２次印南町地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和４年度～令和８年度				
印南町第９次高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画	令和３年度～令和５年度				
第２期印南町子ども・子育て支援事業計画	令和２年度～令和６年度				
日高圏域市町障害者計画	令和３年度～令和８年度				
第６期日高圏域市町障害福祉計画	令和３年度～令和５年度				
第２期日高圏域市町障害児福祉計画	令和３年度～令和５年度				
印南町自殺対策計画	令和２年度～令和６年度				
第１期印南町国民健康保険データヘルス計画	平成 30 年度～令和５年度				
印南町地域防災計画	平成 31 年改訂～				
第２次印南町食育推進計画	平成 30 年度～令和４年度				

6　圏域の設定

地域福祉を効果的・効率的に進めていくためには、地域福祉の担い手として期待されるそれぞれの主体が、どのような地域の範囲において活動していくか、活動内容に応じた圏域を設定することが重要です。

本計画では、地域の範囲を次のように重層的に設定しますが、生活課題によっては住んでいる場所にとらわれない支え合い、助け合いの活動もあります。

したがって、ここに示す地域は固定的、限定的なものとしてではなく、活動やサービスによって柔軟に捉えるものとします。

●地域の範囲イメージ

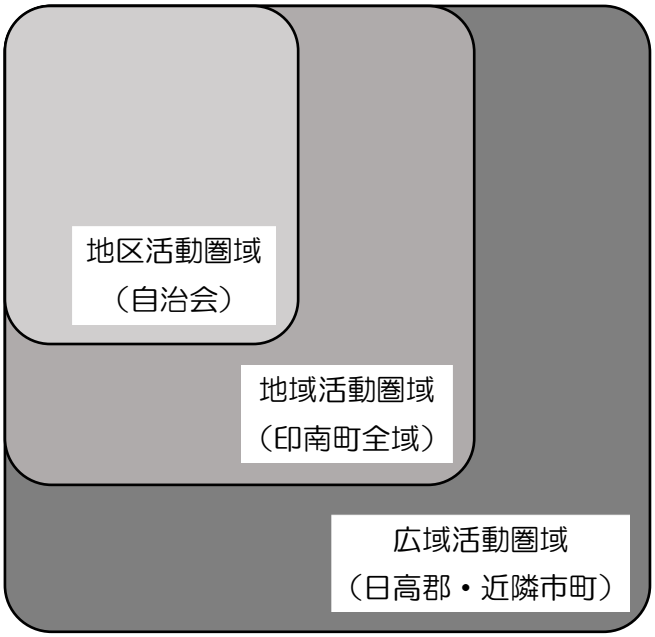

【地区活動圏域】（自治会）

地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域であり、見守り活動をはじめとする身近な生活支援を行う区域として、自治会の活動区域を地区活動圏域と位置づけます。

【地域活動圏域】（印南町全域）

地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、「地区活動圏域」が集約した圏域です。行政のコミュニティ施策や子育て支援、障害者施策、介護保険事業計画における日常生活圏域との調整も踏まえた圏域となります。

【広域活動圏域】（日高郡・近隣市町）

日高郡及び近隣市町において、広域的に共通課題に対応することを目的とした圏域と位置づけます。

第２章　印南町の現状と課題

１　統計からみる現状

（１）人口の変化

本町の総人口は、平成 28 年度から令和２年度にかけて、一貫して減少しており、令和２年度４月現在では 8,174 人となっています。世帯数は平成 28 年度から平成 29 年度にかけて減少しましたが、平成 29 年度から微増傾向にあります。総人口の減少に伴い、１世帯当たりの人員も微減傾向が続いています。

総人口と世帯数の推移

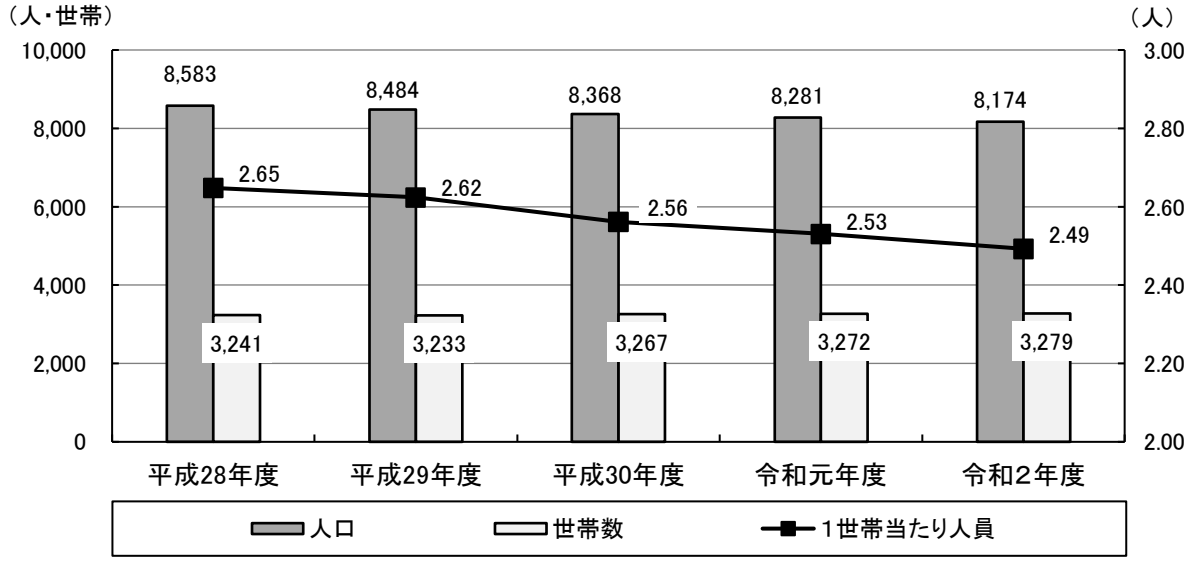

（単位：人、世帯）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	8,583	8,484	8,368	8,281	8,174
世帯数	3,241	3,233	3,267	3,272	3,279
1世帯当たり人員	2.65	2.62	2.56	2.53	2.49

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

年齢３区分別人口では、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にありますが、老年人口は増加傾向が続いています。特に生産年齢人口の減少幅が大きくなっており、少子高齢化が進行しています。平成 28 年度には 33.6%だった高齢化率は、令和２年度には 35.9%と、2.3 ポイント増加しています。

年齢３区分別人口と高齢化率の推移

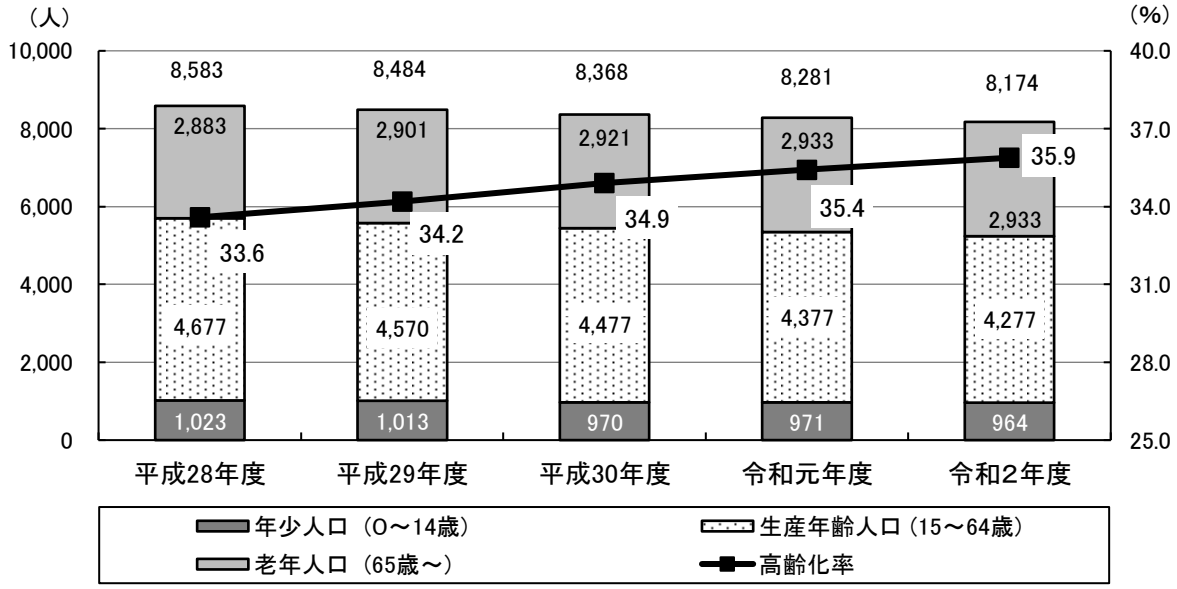

（単位：人、%）

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳～)	総人口	高齢化率
平成28年度	1,023	4,677	2,883	8,583	33.6
平成29年度	1,013	4,570	2,901	8,484	34.2
平成30年度	970	4,477	2,921	8,368	34.9
令和元年度	971	4,377	2,933	8,281	35.4
令和2年度	964	4,277	2,933	8,174	35.9
5年間の推移	△ 59	△ 400	50	△ 409	

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

（2）児童人口の推移

本町の児童人口総数（17 歳以下）は減少傾向で推移しており、令和２年度では 1,194 人となり、平成 28 年度と比較すると 78 人の減少となっています。

また、年齢別児童人口構成比の推移をみると、「９～11 歳」の割合が減少傾向にある一方で、「12～14 歳」の割合が増加傾向にあります。

年齢別児童人口構成比の推移

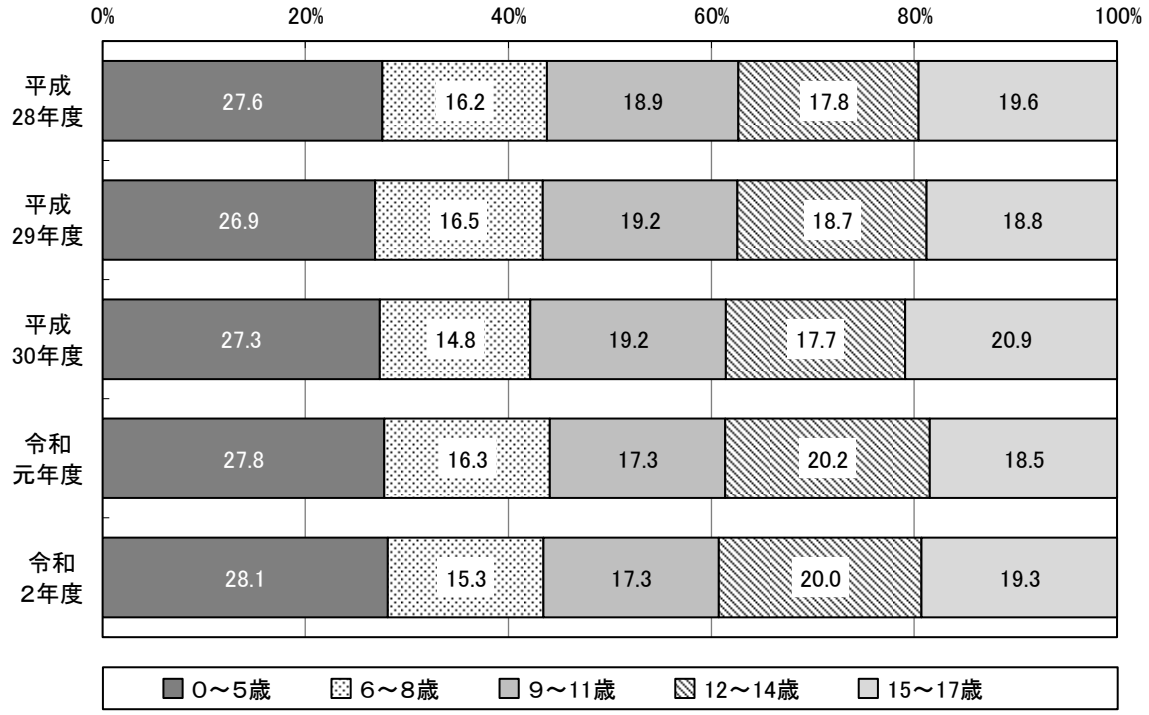

注）構成比については小数点第１位を四捨五入しているため、100.0%にならない場合があります。

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0～5歳	351	335	335	331	336
6～8歳	206	206	182	194	183
9～11歳	240	239	236	206	206
12～14歳	226	233	217	240	239
15～17歳	249	234	256	220	230
総数	1,272	1,247	1,226	1,191	1,194

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

（3）児童の状況

本町の未就学児童人口は、令和２年度で 336 人となっています。平成 28 年度から平成 31 年度にかけて減少傾向にありましたが、令和２年度より増加に転じています。

学童クラブの利用児童数は学年が上がるにつれて減少していき、６学年になると利用者が０人となっている年が多くなっています。１学年の利用児童数は減少傾向にありますが、４学年以上の高学年の利用児童数が増加傾向にあることから継続して利用する児童が増えていることがうかがえます。

年齢別未就学児童人口構成の推移

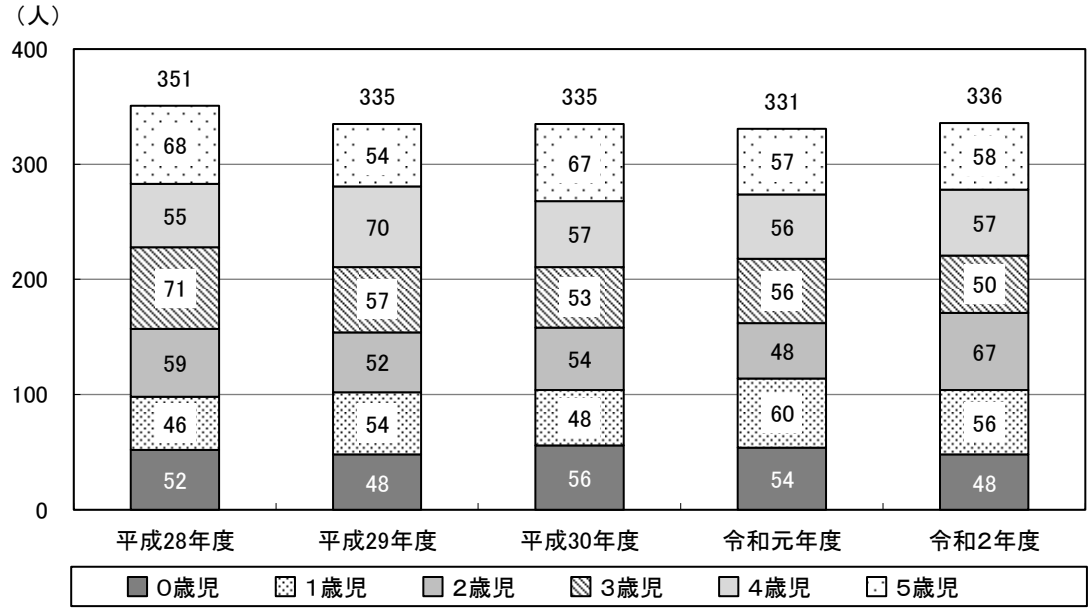

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

学童クラブ利用児童数の推移

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1学年	23	21	20	26	17
2学年	21	20	18	19	19
3学年	16	15	8	10	14
4学年	1	1	3	3	4
5学年	2	0	1	1	3
6学年	0	0	0	0	1
合計	63	57	50	59	58

資料：教育課（各年4月1日現在）

（4）高齢者の状況

本町の在宅高齢者は、令和２年では 2,831 人と、高齢者人口の約 97%以上を占めていますが、うち一人暮らし高齢者は 398 人で、高齢者人口の 13.6%を占めています。一人暮らし高齢者の割合は県平均より低く、御坊・日高圏域内ではみなべ町と並び最も低い割合となっています

直近４年間をみると、平成 28 年の 18.9%をピークとして、平成 29 年以降 13%台で推移しています。

一人暮らし高齢者の割合の推移

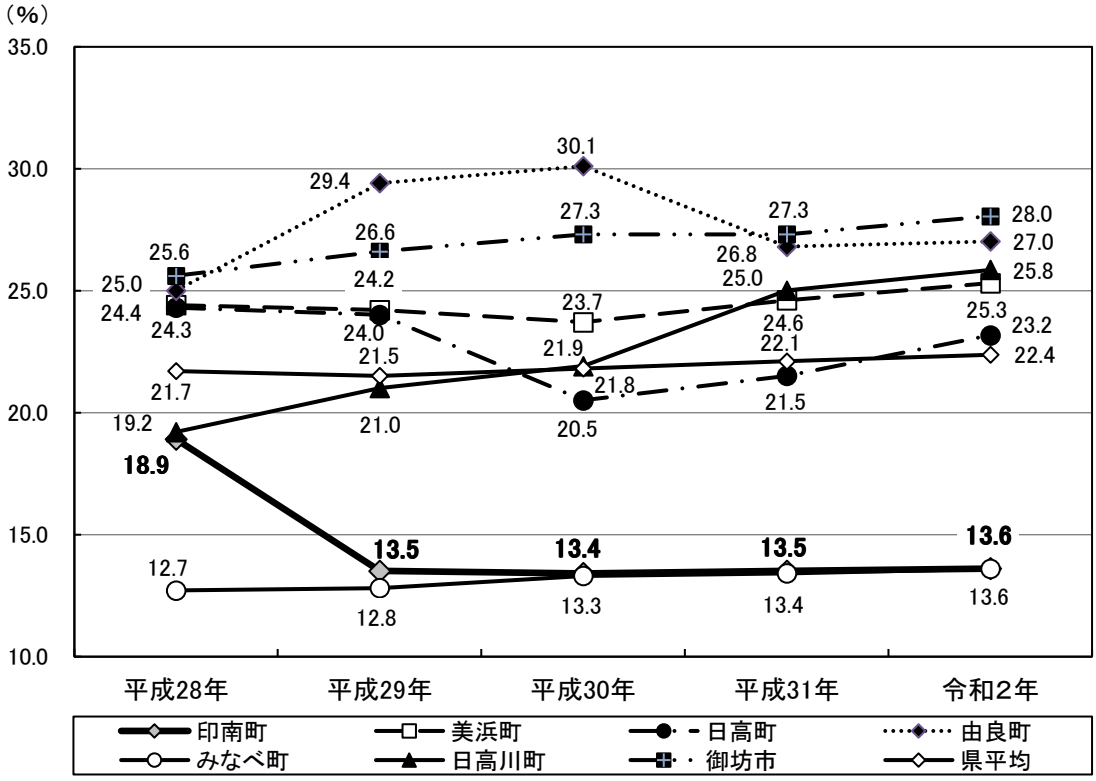

資料：和歌山県における高齢化の状況（各年1月1日現在）

一人暮らし高齢者の割合の比較

（単位：人、%）

	高齢者人口（65歳以上）	在宅高齢者			一人暮らし高齢者／高齢者人口
			一人暮らし高齢者	家族と同居	
印南町	2,917	2,831	398	2,433	13.6
美浜町	2,561	2,330	649	1,681	25.3
日高町	2,336	2,255	541	1,714	23.2
由良町	2,173	2,067	587	1,480	27.0
みなべ町	4,012	3,839	545	3,294	13.6
日高川町	3,463	3,338	895	2,443	25.8
御坊市	7,295	7,016	2,046	4,970	28.0
和歌山県	308,961	294,190	69,100	225,090	22.4

資料：和歌山県における高齢者の状況（令和2年1月1日現在）

（5）障害のある方の状況

障害者手帳の所持者数の推移をみると、平成 29 年から平成 31 年にかけて減少していましたが、平成 31 年以降は増加に転じています。特に、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移

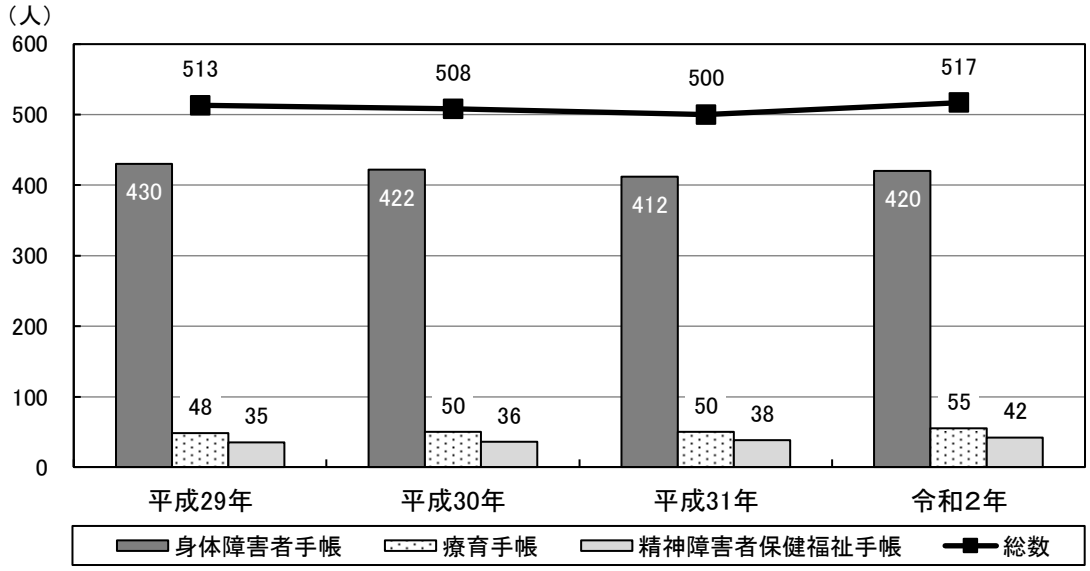

（単位：人）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	430	422	412	420
療育手帳	48	50	50	55
精神障害者保健福祉手帳	35	36	38	42
総数	513	508	500	517

資料：印南町（各年4月1日現在）

（6）生活保護受給者の状況

生活保護世帯数は、５年間の推移をみると、横ばいの状態であり、保護世帯数と保護人数の関係から、単身世帯での受給が多いことがわかります。日高郡（平均）との比較では、保護率が若干高くなっています。

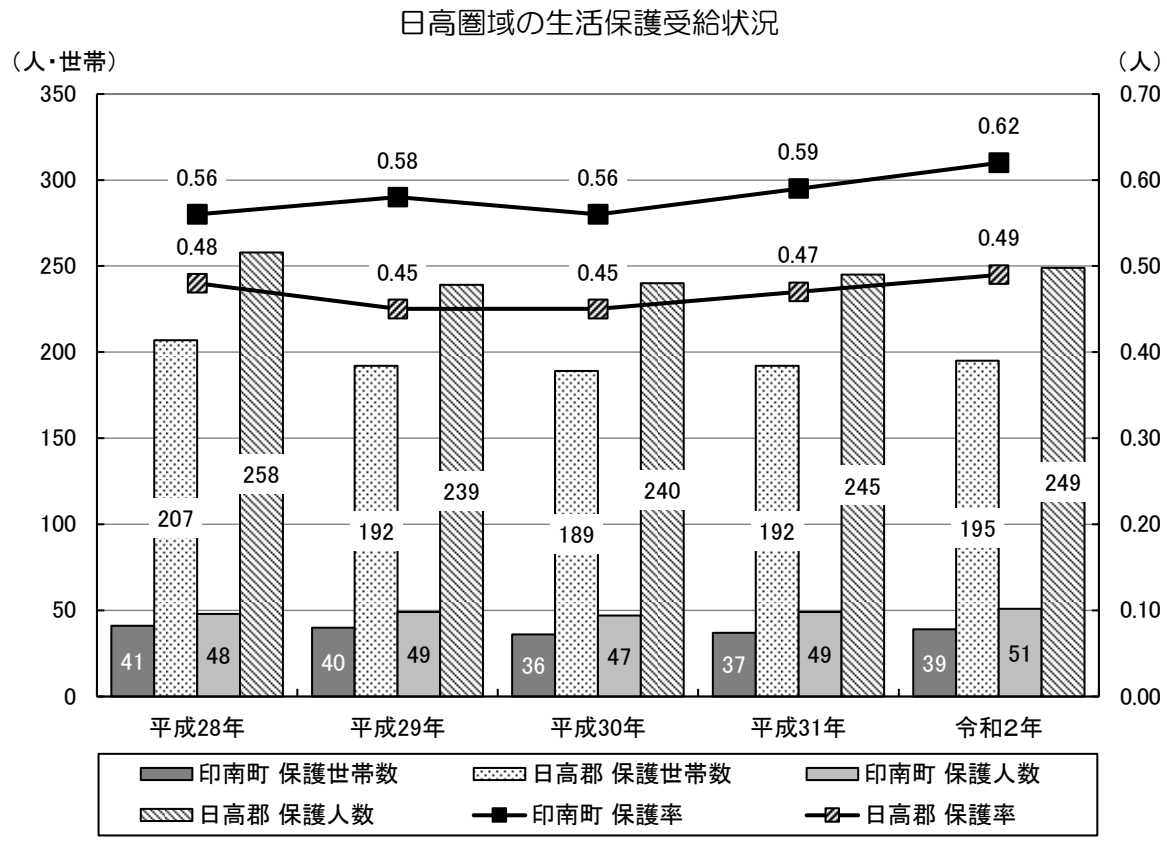

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
印南町	世帯数（世帯）	3,241	3,233	3,267	3,272	3,279
	人口（人）	8,626	8,521	8,395	8,322	8,212
	保護世帯数（世帯）	41	40	36	37	39
	保護人数(人)	48	49	47	49	51
	保護率（%）	0.56	0.58	0.56	0.59	0.62
日高郡	保護世帯数（世帯）	207	192	189	192	195
	保護人数(人)	258	239	240	245	249
	保護率（%）	0.48	0.45	0.45	0.47	0.49

資料：日高振興局調べ（各年９月１日現在）
（人口のみ各年１月１日現在）

（7）介護保険制度における介護認定者の状況

第１号被保険者数は、平成 27 年度以降微増傾向で推移していますが、要支援・要介護認定者数は平成 27 年度をピークとして減少傾向にあります。したがって、要支援・要介護認定率も低下傾向にあり、令和元年度には 15.5%と、ここ５年間で最も低くなっています。

要支援・要介護度別に認定者の数をみると、要支援２、要介護２が減少傾向にあり、要介護４が増加傾向にあります。令和元年度を平成 27 年度と比較すると、要介護１と要介護４を除く各要介護度で減少しています。

要支援・要介護認定率の比較をみると、令和元年度現在で御坊市、日高町以外の市町はすべて県の平均を下回っています。その中でも、本町の認定率は 15.5%で、圏域内で最も低くなっています。

要支援・要介護認定者数の推移

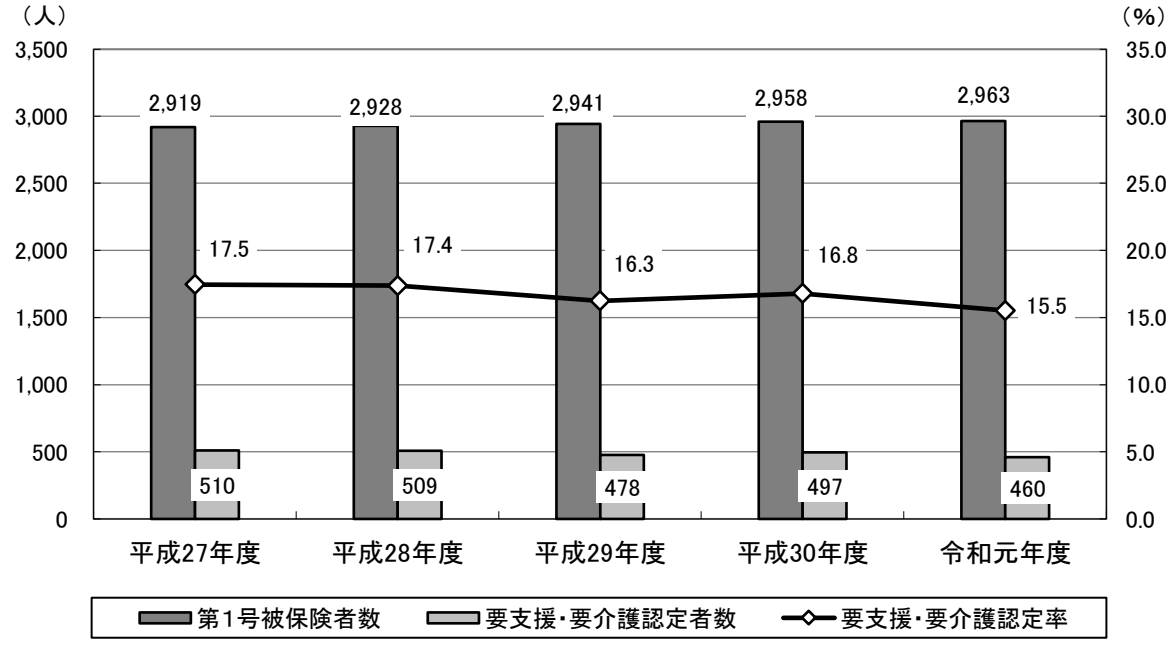

資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

要支援・要介護度別認定者数の推移

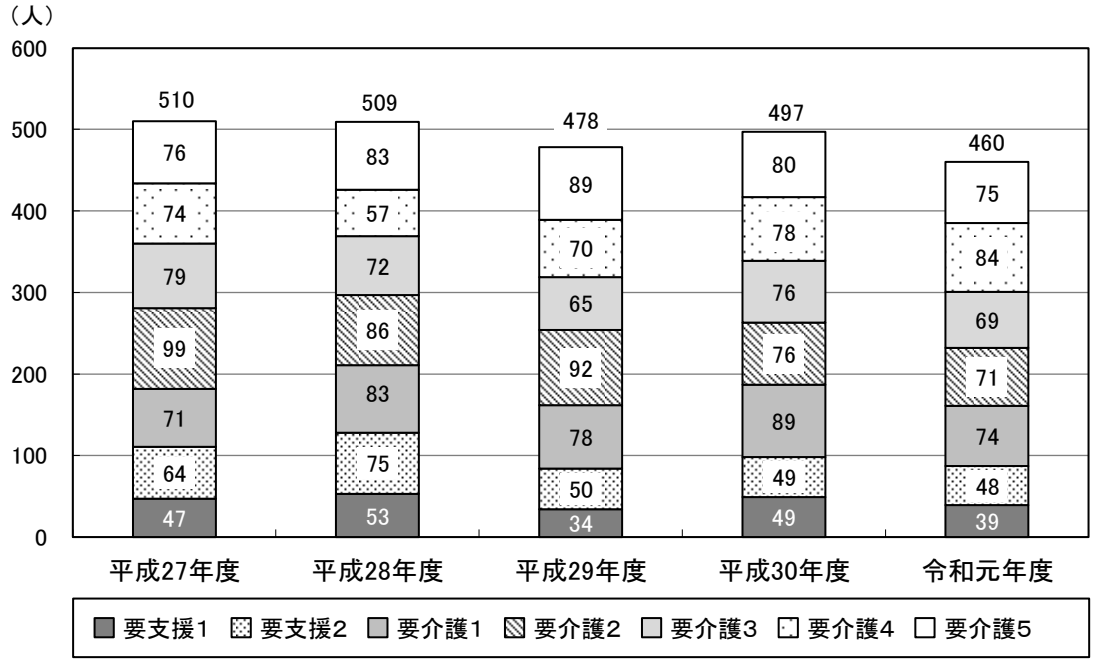

資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

要支援・要介護認定率の推移と比較

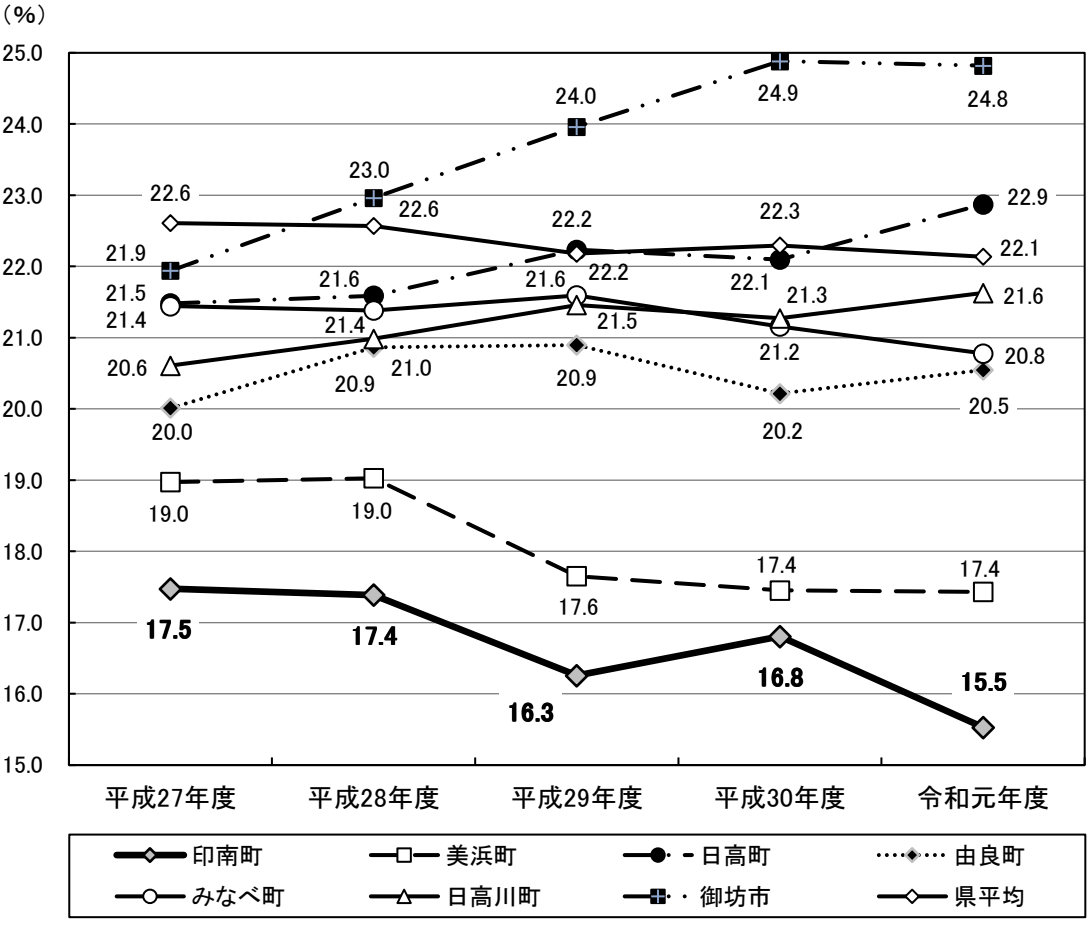

資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

2　町内福祉事業者のヒアリング調査からみる現状

（1）調査の目的

ヒアリング調査は、福祉事業者の地域との関わりなどの実態を把握するとともに、地域福祉に対する考え方・要望などを把握し、「第２次印南町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のための資料とすることを目的に実施しました。

（2）調査設計

●調査対象：町内４社会福祉法人
●調査期間：令和３年 12 月８日（水）
●調査方法：面接による直接ヒアリング

（3）調査項目

●貴事業者の活動について
●活動を通してみえる地域の状況について
●今後の活動について
●コロナ禍における変化
●防災について
●その他

（4）調査からみえる印南町の現状と課題

①日頃から連携をとっている事業者・団体・機関やその内容について

- 普段より、就労継続支援Ｂ型の仕事を社会福祉協議会から紹介してもらっている。（障害者福祉）
- 体験事業として、小中学生のボランティアを福祉施設などで受け入れている。（社協）
- こども園との交流活動や社会福祉協議会との利用者へのサポート面などで連携をとっている。（高齢者福祉）
- 子どもが生まれる前から親を支援できないか模索している。保健師と密に連携を図ることでスムーズに入園できる体制構築を図っている。（児童福祉）

②福祉法人における地域福祉活動の実践について

- 園庭を開放したり、印南かえるのフェスティバルに職員がボランティアとして参加したりしている。（児童福祉）
- 印南町文化祭に出店したり、レクリエーションで作成した作品の展示を行ったりしている。（高齢者福祉）
- 切目小・中学校の生徒と一緒に花植えなどを通じて交流を行っている。（障害者福祉）
- 町内の各地域に職員が行って、あんしん懇談会を開催している。（社協）
- 福祉施設に行って社会福祉協議会が行っている事業の説明や、福祉用具の紹介を行っている。（社協）

③行政と協働による福祉事業の実施について

- 取り組みをすることで町のためになるのであれば、協力は惜しまない。取り組みの方向性が示されれば、それに基づき施設を運営していく。（高齢者福祉）
- 読み聞かせのボランティアとの連携や施設の開放など、地域にとって身近な存在になることが必要だと考えている。（児童福祉）
- 行政には就労継続支援 B 型事業所で働く方の賃金を支払ってもらっている。今後も仕事をしていく上で連携を図っていく。（障害者福祉）

④地域福祉活動や福祉の担い手づくりのための取り組みについて

- 障害のある方への理解促進を図るために、小中学校で福祉体験教室などの福祉教育を実施している。（社協）
- ボランティアの育成として、小中学生を対象としたボランティアスクールの開催や、シルバーボランティアによる小中学生ボランティアの指導を行っている。（社協）
- 小中学生との交流の機会をつくることで、体験を通じて障害のある方への理解促進を図っている。（障害者福祉）
- 中学生・高校生の体験授業を積極的に受け入れているが、授業を経験した生徒が当施設に就職することもあり、将来の担い手育成にもつながっている。（高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉）
- 地域の方々の趣味を共有する場をつくるなど、地域にとっての交流拠点となるようにしていきたい。（児童福祉）

⑤ボランティアの受け入れについて

- コロナの影響で減少・中止した。（全福祉事業者）
- 就労施設で行っている作業を手伝っていただいている。（障害者福祉）
- コロナ禍が落ち着けば受け入れもしていきたいが、現状、中学生との交流などで落ち着いている。（児童福祉）
- 小中学生のサマーボランティアスクールや高齢の方のシルバーボランティアなど。（社協）

⑥地域の困りごとや問題について

- 利用者の情報は聞くが、地域の困りごとはあまり聞かない。（障害者福祉）
- 地域住民の方は、どこに相談すればいいのか浸透していないのではないか。（高齢者福祉）
- 子育てに関するストレスを吐き出されることがある。（児童福祉）
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者の活動量の低下がみられる。（社協）

⑦地域における住民の地域福祉に対する意識について

- 介護保険が住民間に浸透し、施設を利用して当然という意識が生まれているため、昔より施設を身近に感じてくれていると感じるが、家族内に施設を利用する人がいないと意識は薄い。（高齢者福祉）
- 意識の高まりを感じる部分は少ないが、地域で見守られていることが大切。（児童福祉）
- 役場から距離が遠い地区は、住民間のつながりが強いように思う。（社協）
- 周辺住民の方が情報を提供してくれたり、気にかけてくれる。（障害者福祉）

⑧コロナ禍における課題・取り組みについて

- 室内で密になるようなボランティア活動は中止になった。（社協）
- 体験や実習ができなくなっている。（高齢者福祉・障害者福祉）
- 施設利用者には、精神科がないと入院できない利用者もいるため、感染した際の入院先が心配。（障害者福祉）
- 今後県内の感染者数を見て徐々に活動を再開させていきたい。（全福祉事業者）
- 手話教室やスマホ教室をオンライン上で開催し、幅広い年代の方に参加いただいている。（社協）
- 接触を避けるために利用者や地元の人の声を聞く機会が少なくなると、家族などの要望を聞くことができなくなってしまう。（高齢者福祉）
- 発表会は高齢者にとっても子どもにとっても互いが満足感を感じられる大事な機会として今後も開催を模索していきたい。（児童福祉）

⑨防災における課題・取り組みについて

- 切目小学校が授業内で行っている防災訓練に当施設の入所者も参加している。（障害者福祉）
- 年２回行われる津波の避難訓練に参加している。（障害者福祉）
- 町の防災訓練に参加している。（全福祉事業者）
- 災害発生時のことを想定して課題が無いか検討している。（児童福祉）
- 避難行動要支援者の避難の意識を高めるとともに、災害時の安否確認に活用するため「あんしんカード」を配布している。（社協）
- 車いすの人の避難が心配。（障害者福祉）
- 福祉避難所に指定されているが、実際に災害が発生した際にどのように対応するのかを想定できていない。（高齢者福祉・児童福祉）
- 何日間子どもを預かることができるのか、職員だけでも運営できるのか、町との連携はどのように取っていくのかなど、もう少し協議が必要だと感じている。（児童福祉）

3　前回計画の評価

基本目標１　地域福祉の推進に向けた基盤づくり

取り組み	評価対象の取り組み数	進捗評価			
		A	B	C	D
１．住民の福祉意識の醸成					
社会福祉協議会	5	3	1	－	1
行政	4	2	1	1	－
２．地域福祉の担い手の育成と活動への支援					
社会福祉協議会	4	4	－	－	－
行政	4	1	2	1	－
計	17	10	4	2	1

※進捗評価の評価基準は右記の通り Ａ：計画通りできた Ｂ：計画通りできたが改善の余地あり
Ｃ：できていない　Ｄ：中断した

取り組み内容と評価

○平成 29 年度から令和３年度にかけて毎年、小学校・中学校で福祉体験教室を開催。令和２年度には福祉体験教室の内容に「あいサポーター研修」を取り入れ、障害者（児）への正しい理解を促進した。

○人権尊重の視点に立った行政を推進し、相談・支援・救済を行うにあたり、定例相談所の開設、人権週間などにおける啓発活動と特設相談所の開設などを行った。また、特設相談所が開設された機会に、地域福祉の理念、人権啓発、地域福祉活動の重要性などの情報を広報している。

○令和２年度に町が委嘱した地域住民の生活支援コーディネーターとともに、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが研修を受けることで、地域福祉を支える人材の育成・確保を行った。

○広報誌「福祉いなみ」やホームページの充実を図りながら、地域福祉における各種サービスの情報提供を行うにあたり、ホームページは見やすくなったものの、情報量・速報性については改善していく必要がある。

基本目標２　地域の交流・支え合いの仕組みづくり

取り組み	評価対象の取り組み数	進捗評価			
		A	B	C	D
１．地域交流の促進					
社会福祉協議会	３	３	－	－	－
行政	３	－	３	－	－
２．地域での支え合い活動への参加促進					
社会福祉協議会	６	３	３	－	－
行政	－	－	－	－	－
計	12	６	６	－	－

※進捗評価の評価基準は右記の通り Ａ：計画通りできた Ｂ：計画通りできたが改善の余地あり
Ｃ：できていない　Ｄ：中断した

取り組み内容と評価

〇チャリティーゲートボール大会や歳末チャリティーバザー、愛の日事業やいなみシニア学園など、住民の交流できる大会やイベントを開催することにより、多くの住民が交流できる機会を設定している。

〇印南かえるのフェスティバルや印南町 60 周年記念イベントなどを開催し、子どもから高齢者まであらゆる世代が参加できるように配慮した。これに加え、障害のある方などあらゆる人が参加できるような配慮や工夫を行っていく必要がある。

〇ボランティア活動体験事業の取り組みの推進に向けて、新しいボランティアメニューを取り入れることで、誰もが気軽に参加できる取り組みを実施。また、町内の子どもボランティアと一般ボランティアとの連携を推進することで、ボランティアの育成と活動支援を行っている。

基本目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり

取り組み	評価対象の取り組み数	進捗評価			
		A	B	C	D
１．防犯・防災体制の強化					
社会福祉協議会	4	2	－	2	－
行政	7	7	－	－	－
２．安心して暮らせるまちづくりと生活環境の充実					
社会福祉協議会	4	3	－	1	－
行政	7	5	2	－	－
計	22	17	2	3	－

※進捗評価の評価基準は右記の通り Ａ：計画通りできた Ｂ：計画通りできたが改善の余地あり
Ｃ：できていない　Ｄ：中断した

取り組み内容と評価

○災害情報や緊急情報を、より迅速かつ正確に住民に伝達するために、Ｊ アラートからの情報を町ホームページに自動連携する環境を整備した。また、災害現場などの情報を迅速かつ正確に災害対策本部に伝達するために、映像伝送システムやドローンの整備を図った。

○災害発生時において自助・共助活動が円滑に実施できるように、自主防災会と民生児童委員、消防団などの関係機関との連携を図り、大規模災害を想定したワークショップや訓練を実施した。

○生活支援コーディネーターを設置し、見守り合いや高齢者の困りごとに対応できる仕組みを体系化した。

○高齢者が増加し福祉サービスへの需要が高まる中で、地域住民が安心して暮らすことができるように、福祉車両などの福祉設備を整えていく必要がある。

○災害に備え、ICT を活用したさらなる防災の推進を図り、多重的な情報発信による情報伝達手段の確保を図る必要がある。

基本目標４　福祉サービスの充実と支援体制づくり

取り組み	評価対象の取り組み数	進捗評価			
		A	B	C	D
１．福祉サービスの充実と質の向上					
社会福祉協議会	4	4	－	－	－
行政	4	2	1	1	－
２．社会福祉法人との連携強化					
社会福祉協議会	3	3	－	－	－
行政	4	1	2	1	－
３．情報提供・相談支援体制の整備					
社会福祉協議会	3	3	－	－	－
行政	6	5	1	－	－
計	24	18	4	2	－

※進捗評価の評価基準は右記の通り Ａ：計画通りできた Ｂ：計画通りできたが改善の余地あり
Ｃ：できていない　Ｄ：中断した

取り組み内容と評価

〇高齢者や障害のある方など、情報収集などが困難な方に対する情報提供のため、訪問による情報提供や情報収集を行うなど、相手に合わせた工夫をして実施している。
〇介護保険事業と高齢者福祉事業の利用者情報の共有を行い、利用者の利便性向上を図るために、介護保険事業職員と高齢者福祉事業担当者が常に情報共有を行っている。
〇生活困窮者の支援を充実させるため、令和元年度、令和２年度にコンビニチェーンから提供された食材などの生活困窮世帯への配布や、生活福祉資金の申込受付を行った。
〇相談できる場所の周知を、広報誌・町ホームページ・防災行政無線などに加えて、さらにわかりやすく周知するために、受ける側に配慮した情報発信を工夫する必要がある。

4　印南町・印南町社会福祉協議会の地域福祉への取り組み状況

（1）長期総合計画で示された施策

第６次印南町長期総合計画（前期基本計画）では、基本方針①「思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷（まち）　いなみ」に基づく関係施策として、「健康づくりの推進」「地域福祉の充実」「高齢者福祉の充実」「障害者（児）福祉の充実」「社会保障の充実」の５点が示されています。

地域福祉では、社会福祉協議会をはじめとする町内への社会福祉法人との連携強化、地域における支え合いや助け合い、ボランティア活動への参加機会の拡充、福祉団体への支援など、地域福祉活動を充実させるための支援をめざしています。

1　健康づくりの推進

①健康自己管理の推進（第１予防）

〇住民自らが健康づくりに取り組んでいけるよう、健康教室等を開催し、健康に関する知識の普及・啓発を図ります。

〇住民の健康な生活のため、健診（検診）・予防接種を推進します。また、未受診者等に対しては、その理由を把握し、ひとりでも多くの住民が健康づくりに関心を持てるよう支援します。

〇健康づくりのため、一人ひとりに最適な運動習慣の定着に向けた相談・指導を行います。

〇バランスのとれた食生活の定着を目的として、住民それぞれの年齢、生活形態に合わせた指導を行う食生活改善推進員の活動を支援します。

〇女性が特になりやすいとされる骨粗鬆症について、健康増進法に基づき、検診の導入を検討することで、女性の健康意識の向上と介護予防（骨折予防）を図ります。また、骨粗鬆症予防についての啓発を行い、動画配信サイトなどを通じて、家庭で手軽にできる骨粗鬆症予防体操の動画を配信します。

〇住民の健康診断結果や日々の健康状態を通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を活用して、町が一人ひとりにあった保健指導を検討します。

②生活習慣病予防の推進

〇生活習慣病の早期発見・治療が行えるよう、各種検診の受診を勧奨するとともに、健康教室等の開催、電話・面接・訪問による健康相談・指導体制を充実させます。特に 40 歳未満の住民に対して、健康診査及び保健指導を実施することで、早期からの生活習慣病予防に取り組みます。また、歩数や消費カロリーなどを計測する活動量計など、住民の健康増進を促す機器など、便利な機器の紹介を行います。

③介護予防事業の推進

○高齢者自らが介護予防に取り組めるよう、健康教室等を開催します。また、ボランティアや就労など高齢者が積極的に活動できる場を確保し、社会参加を進めます。さらに、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）の活用による、人との積極的な交流機会の確保を図ります。

○要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる高齢者を把握し、外出支援、お声がけ・相談、見守り等の支援を行います。

○高齢者の安全・安心に配慮した道路・歩道整備、施設整備を図ります。具体的には、避難路における手すりの設置などを行います。

④在宅医療の推進

○「日高在宅医療サポートセンター」の協力のもと、住み慣れた地域、自宅での在宅医療を推進します。

⑤医療サービスの利便性向上

○医療サービスの利用に際して、まずは電話等での相談利用を推奨し、電話相談窓口の認知度向上を図ります。また、居住地域に関係なく、医療サービスが受けられるよう、オンライン診療の活用を含めた利便性向上を図ります。

○通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介して、通院を希望する住民に、病院までの移動を担う運送事業者、ボランティアを紹介するシステムの導入を研究します。

2　地域福祉の充実

①社会福祉法人との連携

○高齢者、障害者等の福祉充実を担う社会福祉協議会の活動を支援します。また、協議会の活動情報について、住民福祉課との情報共有を迅速かつ効率的に行うことのできるシステムの導入を検討します。

○より効果的・効率的な福祉施策について研究するための「福祉のまち連携会議」を開催します。

②地域福祉の意識醸成と活動の支援

○介護教室などの地域勉強会や福祉ボランティア活動を通じて、地域における福祉活動の重要性を住民に伝えるとともに、住民全員で支え合い・助け合う意識を醸成します。また、地域福祉の担い手である民生児童委員や更生保護女性会、地域見守り活動協力員などの活動を支援します。

③多様なニーズに対する対応

〇ひとり親家庭、ひきこもり、就職氷河期世代、生活困窮者、外国人など、日常生活を送る上でさまざまな困難を抱える住民に対して、適切な福祉サービスを提供します。

〇生活支援コーディネーターを配置し、不足する福祉サービスを把握し、サービス提供に向けた準備を進めます。また、いなみ未来メールや福祉に関する相談窓口について、利用促進を図り、これらを通じた福祉ニーズの把握を図ります。

④福祉サービスの利便性向上

〇福祉サービスの利用に際して、まずは、電話等での相談利用を推奨し、電話相談窓口の認知度向上を図ります。

〇通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介して、福祉サービスの利用を希望する住民に、サービス拠点までの移動を担う運送事業者、ボランティアを紹介するシステムの導入を研究します。

3　高齢者福祉の充実

①介護・保健・医療・福祉の連携による高齢者福祉の充実

〇地域包括支援センターを中心に、医療機関、保健センター、社会福祉協議会等と連携を図りながら、介護、医療、保健、福祉に悩まれる方の支援・相談に応じます。また、在宅での介護が必要になった場合の相談窓口を設置し、福祉用具の選定や住宅改修などの相談にも応じます。さらに、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介した相談体制や申請書類の提出についても実施を検討します。

〇生活支援コーディネーターを配置し、不足する高齢者福祉サービスを把握し、サービス提供に向けた準備を進めます。

〇在宅で介護する家族の経済的・心理的負担を軽減します。具体的には、紙おむつ等の介護用品の引き換えクーポン券の配布や介護方法や介護予防に関する知識などについて教授する家族介護教室を開催します。

〇不足する介護人材について、社会福祉協議会や周辺市町と連携し、確保を図ります。具体的には、日高・御坊圏域の市町や介護サービス事業者とともに、介護人材不足の解決に向けた勉強会を行い、解決に向けた取り組みを推進します。

②高齢者の健康確保

〇高齢者が元気に暮らせるよう、タクシーやバスの利用料金の一部を助成し、外出機会の確保による健康維持・増進を図ります。

○地域包括支援センターが中心となり、介護予防ケアマネジメント事業を展開し、高齢者が自発的に健康づくり・介護予防に取り組めるよう支援します。通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）を介して、介護予防健康体操の動画配信を行ったり、高齢者が健康づくりのために実施した運動回数などを記録するアプリケーションを紹介し、利用を促します。

③高齢者の生活応援

○高齢者が安心して暮らせるように、地域見守り協力員や「みまもりでんわサービス」等の見守り支援を行います。また、IoT 家電の紹介を行い、離れて暮らす家族間の安否確認の手段として活用していただくことを目指します。

○高齢者の日常生活や家事を支援するため、生活管理指導員を派遣します。

○認知症の方やその家族への支援として、認知症カフェや出前座談会等を開催し、相談に応じます。また、認知症の方の見守りのため、認知症の方に本人の識別番号が付された黄色のステッカーを配布し、周りに意思表示することにより、住民はそのステッカーを持つ認知症の方を気遣い、ともに支える「見守りネットワーク」事業を拡充します。

④高齢者の生きがいづくり

○高齢者の方が活躍できる場所を見出せるように、高齢者サロン（通いの場）の地域拡張、ボランティア活動、いなみシニア学園、老人クラブ等の活動やシルバー人材センターを通じた就業を支援します。また、その活動内容について、広報紙や本町ウェブサイトなどを通じて情報発信を行い、多くの高齢者の方に関心を持っていただけるよう取り組みます。

○周辺市町のボランティア団体、老人クラブとの交流の機会を設けることで、より充実した活動になるよう支援します。

4　障害者（児）福祉の充実

①バリアフリー化の推進

○日常生活用具の給付ならびに住宅改修に対する支援を行います。また、各種施設等のバリアフリー化の推進を図ります。その際、民間事業者にもバリアフリー化に関する広報、啓発を行います。

○行政情報などについて、障害の有無に関係なく、簡単に情報を入手できるような対策を図ります。特に、視覚障害者、弱視、盲ろう者の方がインターネットや電子メールを通じて、行政情報を入手できるよう体制を整備します。

②障害児の支援体制の整備・充実

〇各相談支援機関との連携により、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、障害のある子どもや保護者を支援します。重度心身障害児者への医療費助成、福祉年金支給に加えて、本人及び保護者の意向、障害の状況を踏まえ、就学時に適切な教育の場が選択できるよう就学指導や成長発達支援を充実させます。

〇障害の種類、程度に関係なく、通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン等）が活用できるよう、学習の機会を準備します。

③障害者（児）の社会参加の促進

〇障害者（児）の地域生活を支援するため、社会福祉協議会において電話での相談・助言業務を実施します。また、重度心身障害者の移動を支援するため、タクシー及びバスの利用料金を助成します。

〇和歌山県福祉事業団と連携して、重度身体障害者を対象とした障害者福祉施設（グループホーム）を誘致したり、作業所までの交通補助を行うことで、障害者の生活支援を行います。

〇障害者就業・生活支援センターや地域活動支援センターを通じて、障害者の就労・自立を支援します。

〇インターネットを活用した就労の形態（テレワーク等）や、人との相談・交流の場等の創出を検討します。

④障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

〇障害の早期発見と重度化の予防及び軽減を図るため、相談支援体制の充実を図ります。また、国等による研究成果等について情報収集を行い、相談支援体制の参考とします。

5　社会保障の充実

①国民健康保険

〇平成 30 年度（2018 年度）より和歌山県が財政運営責任主体となった国民健康保険について、本町では、住民に対して制度の周知や相談体制の充実を図ります。

②介護保険

〇適正な保険給付とバランスのとれた保険料を設定するとともに、安定した介護保険制度の運営と高齢者の負担軽減について検討します。

③国民年金

〇無年金者や保険料滞納者等の解消が図られるよう、年金機構とともにさらなる周知を図ります。

（2）印南町社会福祉協議会の理念と主要な福祉事業

印南町社会福祉協議会では、基本理念として、「思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷（まち）　住んで良かった印南町」を掲げ、経営理念、経営ビジョンを次のように示しています。

■ 経営理念 ■

〇互いに支え合い、助け合いながら安心して暮らす社会づくりを実現します。
〇すべての住民が尊厳を持って住み慣れた地域で暮らし続けられるよう自立支援に向けた福祉サービスを展開します。
〇行政、関係団体など多様な組織との連携により、地域に根ざした総合的な支援体制を実現します。
〇地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦を続けます。

■ 経営ビジョン ■

〇役職員が一丸となって社協の使命を理解し地域福祉を推進できるように法人運営体制を強化します。
〇地域福祉の充実のため効率的・効果的な事業運営を行い、透明性の高い経営を行います。
〇研修体制を強化して全職員の意識と技術的な向上を促し、地域の生活課題に迅速に対応できるようにします。
〇災害時には福祉避難所及び災害ボランティアセンターの開設と運営ができるよう体制整備を図ります。

また、社会福祉協議会が行っている主要な福祉事業としては次のようなものがあります。

●社会福祉協議会の展開している主要な福祉事業

事業名	活動内容
地域福祉活動事業	○心配ごと相談所　○「愛の日」友愛訪問・啓発事業 ○福祉電話　○災害対応関係事業 ○歳末チャリティーバザー　○霊柩車貸出 ○AED 貸出　○福祉サービス利用援助事業 ○福祉活動に係る広報（福祉いなみ等） ○協働募金事業への協力 ○成年後見制度の相談窓口・利用支援 ○福祉外出支援助成券（おでかけサポート券）　他
高齢者福祉活動事業	○基幹型在宅介護支援センター事業 ○福祉用具無料貸出　○老人スポーツ大会助成 ○一人暮らし高齢者友愛郵便　○高齢者等安否確認事業
障害者福祉活動事業	○心身障害児者の集い　○福祉車両貸出事業 ○各種障害者団体助成
ボランティア事業	○ボランティア協力校への助成　○シルバーボランティアへの支援 ○ボランティア活動体験事業（サマーボランティアスクールなど） ○手話教室　○赤十字奉仕団への支援
ひとり親家庭福祉活動事業	○ひとり親家庭等就学援助　○母子福祉連合会助成
介護サービス事業	○ケアプラン作成　○訪問介護 ○訪問入浴介護　○障害者特定相談支援 ○障害児相談支援　○障害者居宅介護事業 ○身体障害者訪問入浴サービス
町受託福祉事業	○いなみシニア学園　○地域見守り協力員活動 ○障害者緊急時相談支援事業（あんしんコール） ○家庭介護用品引き換えクーポン券（いきいきサポート券） ○介護教室、生活指導管理員派遣事業
その他の事業	○生活福祉資金貸付事業

5　印南町の地域福祉をめぐる主な課題について

本町の現状や事業所ヒアリングなどを踏まえ、地域福祉の観点から課題を整理すると、以下のようにまとめられます。

（1）地域福祉の推進に向けた基盤づくり

○地域福祉の推進には、地域に住む誰もが地域福祉の担い手としての意識と役割を持つことが大切になります。高齢者福祉施設や障害者福祉施設での体験事業やボランティア活動などの福祉教育を通して、地域住民の福祉意識を育むとともに、民生児童委員や社会福祉協議会の活動をさらに浸透させ、その定着を図るなど、地域福祉を推進する基盤づくりに取り組む必要があります。

（2）地域の交流・支え合いの仕組みづくり

○本町は、地域での支え合い、助け合いの気持ちが残っているまちといえます。しかし、近年は生産年齢人口の減少や少子高齢化、核家族化が進む中で、地域のつながりも薄れていく傾向にあり、つながりやふれあいを維持するための支援が必要とされています。

○事業者ヒアリングでは、町内でのあいさつの減少や、近隣住民との関係の希薄化が昔と比べて目立つようになっているという意見もあるため、住民への施設の開放を行うなど積極的に施設利用者と地域住民との交流を図っていく必要があります。

（3）安心・安全に暮らせる地域づくり

○事業者ヒアリングでは、避難所の指定や福祉避難所の指定を受けるなど、災害に向けた対策が行われていますが、実際発生した際の対応や手順の確認など具体的な連携体制の構築が必要とされています。

○本町では、一人暮らし高齢者が増加傾向にあります。一人暮らしの方は、地域との接点が希薄で、孤立しやすい傾向にあります。各世帯の状況の把握や、普段地域とのつながりを持てない方のために、地域における見守りやパトロールの強化が必要になっています。

（4）福祉サービスの充実と支援体制づくり

○全国の傾向と同じように、本町でも少子高齢化が進行しており、今後も高齢者の人口は増加し続けると予測され、福祉サービスへの需要拡大が見込まれます。事業者ヒアリングでは、昔と比べると地域住民は施設を身近に感じてくれているものの、家庭内に施設利用者がいない人の地域福祉に対する意識は低いとの意見もありました。また、家庭での困りごとの相談先が浸透していないとの意見もあり、利用促進への情報提供や相談場所の周知を行うことが必要とされています。

第３章　計画策定の基本的な考え方

１　基本理念

第６次印南町長期総合計画（前期基本計画）では「思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷（まち）」を健康・福祉分野の基本方針に掲げ、地域社会への参加の仕組みづくりや社会全体で支え合う地域福祉の実現をめざしています。また、印南町社会福祉協議会では基本理念を「思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷（まち）　住んで良かった印南町」としています。

本計画においても、子どもから高齢者まで、年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で、安心して豊かな生活が送れるよう、地域住民はもとより、地域に関わる団体や福祉サービス事業者が連携して、ともに支え合う「安心」、「安らぎ」の地域社会の実現をめざし、次の基本理念を掲げ、計画を推進します。

基本理念

思いやりと安らぎのある

健康・福祉の郷（まち）　いなみ

2　基本目標

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくため、基本目標を以下の通りに定めます。

基本目標１　地域福祉の推進に向けた基盤づくり

地域に暮らす住民が、福祉に対する関心を高め、福祉活動に関わりたいという意欲を向上させることで地域福祉の担い手として活躍できる地域をめざします。そのため、地域や学校、イベントなどにおいてさらなる福祉教育や人権意識の醸成の推進に取り組むとともに、社会福祉協議会や民生児童委員などの関係組織との連携を充実させ、福祉ネットワークの形成を図るなど、地域福祉を推進するためのさらなる基盤づくりを進めます。

基本目標２　地域の交流・支え合いの仕組みづくり

住民一人ひとりが、地域のできごとや互いのことに関心を持ち、支え合いながら自立した生活を送れるよう、人と人とのつながりやふれあいを大切にする地域をめざします。

そのため、交流の機会や活動の拠点となる場の充実など、地域住民の交流活動を支援するとともに、ボランティアや自治会をはじめ、誰でも気軽に地域の支え合い活動に参加し、実践できる環境づくりを進めます。

基本目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり

安全で安心な本町の生活環境を今後も維持していくために、地域における主体的な防災活動や防犯活動を促していくとともに、福祉サービスを適切に利用できる仕組みの充実、外出しやすい環境づくりを進め、地域活動やつながりを活発化させていきます。

また、健やかで自立した地域生活を実現するための医療サービスの充実に加え、高齢者などへの主体的な健康づくり活動などを促すとともに、そうした活動に自由に参加できるよう、生活環境の充実に取り組みます。

基本目標４　福祉サービスの充実と支援体制づくり

住民が住み慣れた地域で豊かに暮らすことのできるように、誰もが必要な時に、適切な福祉サービスを利用できる体制づくりをめざします。そのため、公的機関や社会福祉協議会、社会福祉法人などによる人や時代に合わせた適切な福祉サービスの提供や、サービスの質の向上を促すとともに、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

3　計画の体系

基本理念

思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷（まち）　いなみ

基本目標	基本施策
1. 地域福祉の推進に向けた基盤づくり	（1）住民の福祉意識の醸成
	（2）地域福祉の担い手の育成と活動への支援
2. 地域の交流・支え合いの仕組みづくり	（1）地域交流の促進
	（2）地域での支え合い活動への参加促進
3. 安心・安全に暮らせる地域づくり	（1）防犯・防災体制の強化
	（2）安心して暮らせるまちづくりと生活環境の充実
4. 福祉サービスの充実と支援体制づくり	（1）福祉サービスの充実と質の向上
	（2）社会福祉法人との連携強化
	（3）情報提供・相談支援体制の整備

第４章　地域福祉施策の展開

基本目標１　地域福祉の推進に向けた基盤づくり

（１）住民の福祉意識の醸成

【現状と課題】

○ともに支え合い、助け合える地域福祉の実現をめざすためには、住民一人ひとりが地域への関心を高め、積極的に近隣住民との関わりを持てるように、「福祉意識」を醸成することが大切です。

○小・中学校や認定こども園などと連携して、子どもの頃から福祉教育に取り組み、豊かな学びから互いを思い合うことができる心の成長をめざします。また、社会教育など、生涯にわたり様々な機会を捉えて福祉教育を推進するとともに、広報・啓発活動などにより、常に地域福祉に関する情報や重要性を発信し、地域活動を担う住民のすそ野を広げていきます。

○個人がその尊厳を守られ、自分らしく日常を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進、虐待の早期発見や未然防止のための体制を強化していくことが重要です。

■住民の取り組み（自助）

- 福祉について積極的に学びましょう。
- 地域の課題に気づき、課題の解決に取り組みましょう。
- 地域や学校でのできごとを家族で話し合いましょう。
- 一人ひとりが「広報いなみ」や「福祉いなみ」を通じて福祉情報を積極的に利用しましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
小学校・中学校での体験学習を推進します。　[福祉教育]
小学生、中学生に対し福祉教室を引き続き実施します。　[福祉教育]
町内の小学校・中学校で体験教室や勉強会を実施し、障害者（児）への正しい理解を促進します。　[あいサポーター研修]
住民に対しては、ボランティアや人権意識の向上を図る啓発活動を充実させます。 [愛の日事業]
広報誌「福祉いなみ」やホームページでの情報量や速報性の充実を図りながら、地域福祉における各種サービスの情報提供を行います。　[広報]

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
体験学習などを通じ、小学校・中学校からの福祉教育を推進します。
人権尊重の視点に立った行政を推進し、相談・支援・救済に努めます。
地域住民に対しての福祉教育を推進します。
「広報いなみ」や町ホームページなどを通じて、地域福祉の理念、人権啓発、地域福祉活動の重要性についての情報発信に努めます。
成年後見制度の利用促進に向けて、制度の普及・啓発や成年後見制度利用支援事業の推進を図るとともに、地域包括支援センターを中核機関とし、相談支援や利用支援を引き続き行います。
児童や高齢者、障害のある方への虐待防止の啓発や相談、通報先などの周知、相談支援などを通じ、早期発見や早期対応を図るとともに、関係機関と連携し、保護者や養護者の負担軽減に取り組むことで虐待防止対策を図ります。

（2）地域福祉の担い手の育成と活動への支援

【現状と課題】

〇民生児童委員や社会福祉協議会などの組織は、地域福祉を中心的に推進する重要な役割を担っており、地域の様々な課題を解決するためには、これらの活動の担い手を確保し、活性化を図ることが重要です。しかし、少子高齢化や地域の関わりの希薄化などを背景に、こうした役割を担う人材が少なくなっており後継者不足が課題となっています。

〇本町では、地域福祉に関連する団体に対して、育成講座の開催など様々な機会を通じて資質向上を促進するための活動を支援しています。また、社会福祉協議会においては、町内で活動を展開する様々な福祉団体などへの活動の助成を行っています。

〇誰にとっても暮らしやすいまちをつくるためには、より多くの人が地域福祉活動に関心を持って取り組むことが必要であり、新たな福祉の担い手や活動の中心となるリーダーを確保し、住民を主体とした地域福祉活動の充実を図ります。

■住民の取り組み（自助）

- 一人ひとりが民生児童委員や社会福祉協議会などの活動に興味を持ち、理解と協力を心がけましょう。
- 地域の一員としての意識を持ち自治会の役員を引き受けるなど、積極的に関わりましょう。
- 子どもの頃からボランティア活動に関わりを持ちましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
地域で活躍する様々な福祉団体の活動を支援し、連携体制を強化します。　[団体事務]
町と協力し、地域福祉を支えるリーダーの育成・確保に努めます。 [生活支援コーディネーター]
町内の社会福祉法人との連携を強め、情報共有に努めます。　[地域ケア会議]
民生児童委員との連携をさらに深め、活動を支援します。　[団体事務]

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
社会福祉協議会の活動などについて、さらなる周知・啓発を図ります。
社会福祉協議会と連携し、地域福祉を支えるリーダーなどの育成・確保に努めます。
社会福祉協議会を通じて、町内の社会福祉法人との連携を強化します。
地域福祉に関連する団体に対して、様々な機会を通じて資質向上を図るための活動を支援します。
地域福祉を推進するボランティアや地域の福祉人材の育成講座を開催し、住民主体の地域福祉推進に向けた人材育成に努めます。

基本目標２　地域の交流・支え合いの仕組みづくり

（１）地域交流の促進

【現状と課題】

〇支え合いや助け合いのある地域にしていくためには、身近な地域に暮らす住民同士のふれあいや交流活動が日常的に行われる身近な交流の場づくりを行うことが重要となっています。

〇年齢や性別、障害の有無に関わらず住民同士の交流を活発にするために、文化・スポーツ活動をきっかけとした気軽な交流の機会や場を提供するとともに、世代間の交流を図り、地域住民による地域のための自主的な活動を促進させます。また、社会福祉協議会でも、高齢者を中心とした、いなみシニア学園や老人スポーツ大会、歳末チャリティバザーの開催などにより地域住民との交流促進を図っています。

〇地域のつながりをさらに高めるために、住民同士の声かけやあいさつなど、身近なところからのふれあいをはじめ、交流の機会や場の提供を含め、住民一人ひとりが主体的に地域の活動や集まりへ参加していく環境づくりが重要です。

■住民の取り組み（自助）

- 隣近所の人と積極的にあいさつを交わすなど、身近な交流を大切にしましょう。
- 地域の伝統行事や地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地域のイベントや行事の時には、隣近所で声をかけ合い、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
住民の交流の機会として、各種大会やイベントを開催します。　[チャリティーゲートボール大会、歳末チャリティーバザー、愛の日事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業]
歳末チャリティーバザーの開催により、地域内での世代間交流の促進に努めます。 [歳末チャリティーバザー]
広報誌「福祉いなみ」やホームページなどを活用し、交流活動についての情報提供を図ります。また、SNS を活用するなど受け手に合わせた情報提供ができる仕組みづくりを推進します。 [広報]

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
文化・スポーツ活動などをきっかけとした、気軽な交流の機会や場を確保・提供します。
高齢者や児童・生徒など、世代を超えて交流できる機会を積極的に創り出すことで世代間交流を促進させ、地域における支え合いや助け合いの仕組みづくりを推進します。
行事やイベントを開催する際には、誰もが参加しやすい内容になるように努めます。
「広報いなみ」や町ホームページなどを活用し、交流活動が行われる場所や施設の情報提供に努めます。
公民館や空き家、隣保館などの社会福祉施設をコミュニティ施設として活用し、様々な住民が地域で活躍できる場づくりや地域課題の解決に寄与できるような環境づくりに努めます。

（2）地域での支え合い活動への参加促進

【現状と課題】

○近年、生活環境の変化や価値観の多様化、地域のつながりの希薄化を背景に、地域を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。それらの解決にあたっては、身近なコミュニティにおける地域住民が主体となった支え合いや助け合いの果たす役割が大きくなっています。

○団塊世代の退職により、地域社会に新たな活躍の場を求める人々の増加が見込まれ、ボランティア活動をはじめとする地域活動の担い手としての役割が大きく期待されています。本町では、そうした住民との協働により、防犯・防災、環境保全、高齢者に関する活動、文化活動などの多様な分野でのまちづくりを推進しており、さらなる活動の拡大と活性化を図ることが重要となっています。また、社会福祉協議会では、ボランティア活動体験事業（サマーボランティアスクールなど）、シルバーボランティア事業などの担い手への支援などに取り組んでいます。

○地域には、一人暮らしの高齢者や悩みを抱えながら子育てをしている家庭、障害のある方など、様々な支援を必要としている人が生活しているため、普段からニーズや課題へ目を向け、把握し、地域全体で日常的な支え合い・助け合いの関係をつくることで、解決に向けた取り組みを行うことが必要です。

■住民の取り組み（自助）

- 日頃から、隣近所や地域の方との交流を大切にしましょう。
- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
様々な年代への周知を図ることで、災害ボランティアの養成・研修を支援し、活動の拡充を図ります。　[災害ボランティアセンター]
ボランティア活動体験事業（サマーボランティアスクールなど）の取り組みを推進します。[ボランティア活動体験事業]
シルバーボランティアの募集を進め、ボランティアの拡充に努めます。[シルバーボランティア]
今後の地域福祉の担い手となる児童・生徒に対して、社会福祉に関する意識の高揚を図るために福祉の実践学習を行っているボランティア協力校への助成を行います。[ボランティア協力校助成]
活発な活動を行う各種ボランティア団体へ、実績や活動内容に応じた支援を行い、活動の発展と継続、育成に努めます。　[サマーボランティアスクール、歳末チャリティーバザー]
広報誌「福祉いなみ」やホームページを通じてボランティアの情報提供を行います。　[広報]

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
地域や各種団体に関する様々な情報提供、広報活動の充実に努めます。
自主的・自発的に活動する地域住民やボランティア団体、NPO などの地域活動を支援します。また、活動の財源として活用できる寄付や共同募金などの情報提供により、組織の活性化を促進します。
防犯・防災、環境保全、高齢者に関する活動、文化活動などの多様な分野での協働のまちづくりを推進します。
ボランティア活動を支援します。

基本目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり

（１）防犯・防災体制の強化

【現状と課題】

〇地震などの自然災害により、災害発生時や復興において、地域の支え合いや助け合いの大切さが改めて認識されました。近年、自然災害による被害が多発している中で、災害や緊急時への日頃からの備えが重要な課題となっています。また、地域防災体制の推進についても、地域住民との協働の必要性が高い分野として注目が集まっています。

〇本町では、東海・東南海・南海３連動地震及び南海トラフ巨大地震の発生が予想され、住民の防災における意識が高まってきている中で、大規模災害発生時の住民の安全確保が課題となっています。中でも、災害時の情報の入手や、自力避難が困難な高齢者や障害のある方などの支援のため、地域での日頃からの見守り体制を強化することが重要です。

〇新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境や働き方、人とのつながりなどが制限され新しい生活様式への対応を余儀なくされた中で、地域住民が安心して安全な生活を維持していくためにも、今後も、人と人との関わり方や地域生活のあり方などを含めて、新しい生活様式に留意することが重要です。

■住民の取り組み（自助）

- 災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合いましょう。
- 地域の防災訓練や自主防災組織に参加しましょう。
- 災害時にすぐ避難できるよう、避難場所、避難経路などを確認しましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
民生委員児童委員協議会と協力し、災害時要援護者台帳の更新に努めます。 [災害時要援護者台帳整備事業]
自主防災活動などの広報活動を推進します。
大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置について、関係機関と連携を図りながら体制づくりを進めます。　[災害ボランティアセンター]

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
全国瞬時警報システムによる地震・津波や大雨・洪水などに関する情報を迅速に伝達できるよう、ICT を活用した防災の推進を図るとともに、防災行政無線などを活用し多重的な伝達体制の充実を図ります。
避難活動などに支援を要する災害時要援護者を把握し、災害時要援護者台帳の整備を進めます。
災害発生時において自助・共助活動が円滑に実施できるよう、関係団体と連携を図りながら各種訓練を引き続き実施します。また、災害時に円滑な避難や災害対応ができるよう、総合防災訓練を実施します。
自主防災組織の活動に必要となる防災資機材の充実を進めます。
認定こども園や町内の学校において、防災訓練を実施し、災害に対する避難の意識を高め、防災教育の充実を図ります。
消防団の充実と連携の強化を図ります。
津波などの発生による被害の軽減を図るため、防潮堤や護岸、突堤などの老朽箇所の適正管理と避難施設などの整備を進めます。
感染症の流行の際に、住民への迅速な情報提供に努めるとともに、相談窓口を設置することで、疾患に関する相談や生活相談などに対応できる体制の確保に努めます。

（2）安心して暮らせるまちづくりと生活環境の充実

【現状と課題】

○住民が安心して地域社会で生活していくためには、身近な生活環境が整備されていることが必要です。特に本町では、公共交通機関が限られており、高齢者など自分自身で車を運転することができない人や障害のある方などが、買い物や通院などの日常生活に支障がないようにしていくことが求められています。

○本町では、高齢者が安心して暮らせるように「緊急通報装置」の貸与や民生児童委員による見守りに加え、福祉事業者や地域住民に対し、見守りの必要性について周知しています。地域における高齢者支援や相談窓口の総合的なマネジメントの中核機関として地域包括支援センターを位置づけ、介護と医療・在宅と施設の連携など、利用者一人ひとりについて継続的に支援していくための地域包括ケアシステムの構築に努めています。また、社会福祉協議会では、高齢者に対して、いなみシニア学園の開校や生活管理指導員の派遣、福祉車両貸出などの福祉サービスによる支援を行っています。

○一人暮らしの高齢者などが住み慣れた地域での生活を続けていくには、日常生活でのちょっとした手助けが必要となります。しかし、日常で求められるニーズに対応するには、行政の支援や制度では対応が難しいものがあります。様々なニーズに対応するためには、きめ細やかな支援が必要であり、身近な地域住民の協力が重要となっています。

■住民の取り組み（自助）

- 日頃から、隣近所や地域の方との交流を大切にしましょう。
- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
いなみシニア学園やイベントなどにおいて、地域住民の安心・安全に関わる情報提供に努めます。　[高齢者の生きがいと健康づくり推進事業]
住民が安心して暮らすことができる地域づくりをめざし、支援を必要としている人たちを支援します。　[心配ごと相談所、あんしん法律相談]
地域福祉サービス、高齢者福祉サービスなどの充実を図ります。 [福祉用具無料貸出、霊柩車無料貸出]
福祉車両貸出事業の拡充を進めます。　[福祉車両貸出事業]

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
高齢者支援や相談窓口として、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケアシステムの構築をめざします。
地域における高齢者などの孤立防止や地域の福祉課題の早期発見に向け、民生児童委員の見守り活動、地域見守り協力員による見守り体制の充実を図ります。
見守りが必要な一人暮らし高齢者などに対しては、緊急通報装置などの貸出を行います。
地域や事業者と連携を図り、見守り体制の整備を進めます。また、日頃から災害時に支援が必要な人を把握し、適切な支援ができるよう促します。
住民に寄り添った支援を可能とするために社会福祉協議会が行う地域福祉サービスなどの支援を強化します。
子育て相談や情報提供など、子育て支援の充実を図ります。
医療と介護の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めます。
診療体制の確保など、地域医療の充実を促進します。
「印南町自殺対策計画」に基づき、関係機関との連携のもと、効果的かつ総合的な自殺対策の推進を図ります。
罪を犯した人の社会復帰を支援するため、関係機関と連携を図りながら、個々のニーズに応じた支援を行います。

基本目標４　福祉サービスの充実と支援体制づくり

（１）福祉サービスの充実と質の向上

【現状と課題】

○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、それぞれに適した多様な福祉サービスが利用可能であるとともに、サービスの量的・質的向上が重要となります。

○本町では、子育て支援、高齢者福祉や介護保険、障害者福祉の各施策において、個別の福祉計画が策定され、それぞれに沿った福祉施策・事業を実施しています。しかし、個々のニーズの多様化・複雑化や近年の社会福祉改革などの中で、公的なサービスだけでは十分に対応できない状況がみられます。また、判断能力が十分でない認知症高齢者に対しては、成年後見制度などの周知に努めていますが、今後さらに高齢化が進行することが予測されるため、地域、行政、事業者などによる見守り体制（ネットワーク）の構築を図ります。

○今後も利用しやすい福祉サービスの充実と、福祉サービスを安心して利用できる体制の強化をめざすとともに、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域住民などによるインフォーマルサービスの連携・促進を図ることが求められます。

■住民の取り組み（自助）

- 福祉サービスについての正しい認識を深めましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいる場合は、行政や民生児童委員などへ伝え、適切なサービスの利用につなげましょう。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度についての認識を深め、必要に応じて活用しましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
社会福祉協議会で実施している各種事業の充実に努めます。
住民が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、質の高い福祉サービスの提供に努めます。［事業所内の職員研修、介護職員初任者研修］
広報誌「福祉いなみ」やホームページを通じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度についての周知を図ります。　［広報］
生活困窮者対策の充実に努めます。　［生活資金貸付事業］

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
各福祉分野の計画に基づき、支援を必要とする人への適切なサービスの提供を図るとともに、サービスの質的向上に努めます。
各窓口において、苦情や相談などを積極的に受け付け、サービスの改善につながる仕組みづくりに努めます。
成年後見制度について、「広報いなみ」などによるわかりやすい周知・啓発に努めます。
各事業者と連携を強化し、情報を共有することで適切な福祉サービスを提供できるように努めます。
様々な相談に迅速かつ横断的に対応できる相談体制を確保するため、各種研修の実施や参加促進を通じて相談員などのレベルアップを図ります。
生活困窮者などの自立支援に向け、印南町社会福祉センターを中心として、状況把握と課題を整理する自立相談支援をはじめ、就労支援や住居に関する支援の充実を図ります。

（2）社会福祉法人との連携強化

【現状と課題】

○地域福祉を充実させるためには、町内の福祉サービスを担っている社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人との連携を強化することも重要となります。連携を強化させることで情報を共有し、適切な福祉サービスを提供するために活用していくことが求められています。

○福祉サービスの適切な提供のためには、さらに効果的で合理的な福祉施策を考えていく必要があります。これらの施策を進めていくために地域課題や福祉における住民ニーズへの適切な対応を協議・検討する場を開催し、社会福祉法人との連携をより強固なものとし、新しい福祉施策の展開をめざします。

○現在の福祉サービスの充実を図ることはもちろんのこと、時代のニーズは変化しており、その変化を把握し、ニーズに合った福祉サービスを提供することが求められます。行政の限りある資源を有効に活用するとともに、社会福祉法人と連携し協働することで、より有効で効果的な福祉サービスの提供に努めます。

■住民の取り組み（自助）

- 社会福祉協議会や町内の社会福祉法人の事業について関心を持ちましょう。
- 適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスの情報収集に努めましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
町内の社会福祉法人との連携を強化し、社会福祉法人間の情報共有を図ります。　[法人運営]
介護保険事業と高齢者福祉事業の利用者情報の共有に努め、利用者の利便性向上を図ります。
行政との連携を深め、情報の共有に努めます。　[地域ケア会議]

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
多様化する福祉需要に的確な対応ができるよう、住民の会費などで支えられている社会福祉協議会の事業を支援します。
町内の社会福祉法人の活動について情報を収集し、必要な支援を行います。
町内の社会福祉法人との連携を図り、より効果的・合理的な福祉施策について研究するための場を開催します。
社会福祉法人との連携を図ることにより、新しい福祉施策の展開を検討します。
地域福祉に資する事業を行うことができる環境整備を推進するため、社会福祉協議会などの関係団体との連携を強化し、活動の支援につなげます。

（3）情報提供・相談支援体制の整備

【現状と課題】

〇地域生活においては、子ども、高齢者、障害のある方、生活困窮者などの問題が複合的に発生するため、効果的かつ適切な情報提供や分野横断的な相談支援機能の充実を図ることが重要となります。

〇本町では、「広報いなみ」や町ホームページ、社会福祉協議会では広報誌「福祉いなみ」やホームページを通じて住民への情報提供を行っています。また、相談支援については、地域の身近な相談先として民生児童委員のほか、保健師などの専門職が相談支援を行っています。今後も様々な相談窓口の充実・連携を図り、協議・連携の場を設けていくことが重要です。

〇住民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、必要な人に必要な情報が行き届く情報提供機能のさらなる向上に努めます。また、地域の中での身近な相談から総合的・専門的な相談にいたるまで、多様化・複雑化するニーズに対応した相談支援体制の充実が求められています。

■住民の取り組み（自助）

- 地域の情報が届きにくい方に対しては、普段からコミュニケーションをとるように心がけ、必要な情報を伝達しましょう。
- 不安や悩みは、一人で悩まずに地域の中で積極的に相談するように心がけましょう。
- 「広報いなみ」や町ホームページを利用して、普段から各種相談窓口を確認し、サービスを積極的に活用しましょう。

■社会福祉協議会の取り組み（共助）

取り組み内容[主な分野]
広報誌「福祉いなみ」やホームページを活用し、住民にわかりやすく福祉情報の提供を行います。　[広報]
相談支援体制の充実に努めるとともに、各種相談機関との連携を図りながら的確な支援につなげられるように努めます。　[心配ごと相談所、あんしん法律相談]
高齢者や障害のある方など、情報収集などが困難な方に対する情報提供に努めます。　[訪問]

■印南町の取り組み（公助）

取り組み内容
「広報いなみ」や町ホームページを活用し、適切な情報提供を行います。
福祉サービスに関する制度や内容、ボランティア情報をはじめ、関係機関・団体についての情報提供に努めます。
必要な情報が必要な人に行き届くよう、情報提供手段の工夫を検討します。
町の各種相談窓口や社会福祉協議会、その他の関連機関と専門機関との連携を深め、相談体制の強化に努めます。また、相談内容などの協議・検討の場を設け、適切な支援につなげる体制の構築を推進します。
相談場所の地図を掲載するなど、相談できる場所をわかりやすく周知します。
生活困窮者からの相談に対し、社会福祉協議会などと連携しながら対応します。
既存の制度では対応しきれない課題を抱える住民が、適切な支援に結びつくように、分野横断的で重層的な相談支援を実施していくとともに、他機関との連携による課題の早期対応を図る仕組みづくりを検討します。

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）庁内における体制

本計画における施策や今後の取り組みを推進するにあたっては、関係各課が全庁的かつ横断的な体制のもと、総合的に進めていくことが重要です。

（２）協働による計画の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が必要不可欠です。また、地域には多様化・複雑化した福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティアや関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手になります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割と責任を果たしながら、協働していくことが重要です。

【住民の役割】

住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、隣近所で声をかけ合い、地域で困っている人のことを気づかうなど、身近なところから実践を心がけ、自治会活動や地域活動への参加など、主体的に地域福祉の活動に加わります。

【地域の役割】

自治会や、民生児童委員、ボランティア、福祉団体など、地域活動を行う各種団体が連携し、公的なサービスだけでは対応が難しい地域課題の解決に向けて積極的に関わっていくことが求められています。また、地域の福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化を図るとともに、互いに連携し協働での取り組みを進めます。また、福祉サービス事業者である社会福祉法人は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスの提供に努めます。

【社会福祉協議会の役割】

社会福祉協議会は、中心的に地域福祉の推進を図る主体であり、また、本計画の推進にあたっては住民や地域などとの協働を進めるとともに、行政だけでなく、他の福祉サービス事業者とのパイプ役としての役割も担っています。

そのため、本計画の周知及び社会福祉協議会の事業活動などについて、住民・地域などに周知を図りながら、着実に取り組みを進めます。

【行政の役割】

行政は、住民福祉の増進をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、住民・地域、社会福祉協議会などの関係機関・団体、福祉サービス事業者への支援を行います。また、住民福祉課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

2　計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクルを用いて行います。まず、計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、実施の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れを活用し、各施策の改善点を明らかにして、今後の施策展開に活かします。

3　コロナ禍における地域福祉の推進

少子高齢化の進行などに加え、複合的な課題や制度の狭間の問題といった新たな課題の顕在化が地域社会に影響を与える中、令和２年以降の新型コロナウイルス感染症による社会の混乱（いわゆる「コロナ禍」）は、住民生活や行政活動にとりわけ大きな影響を与えました。

住民生活においては、ソーシャルディスタンスの確保を基本に人と人との関わり方が変わったほか、在宅勤務やオンラインによる会議など、日々の暮らし方や働き方などが変わりました。

行政においては、イベントや事業の自粛、公共施設の利用制限などを余儀なくされたほか、福祉分野においては、対面しない方法での見守り・訪問や相談支援のあり方が模索されるなど、福祉サービスや支援のあり方が大きく変わりました。

これらの社会変化と向き合い、今後は、人と人との関わり方、一人ひとりの地域生活のあり方などを含めて、新しい生活様式に留意しながら地域福祉を推進していきます。

資 料 編

1　印南町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法第 45 号）第 107 条の規定に基づく印南町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、印南町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）計画の策定に関すること。

（２）その他計画策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）住民組織の代表者

（２）学識経験者

（３）町議会議員

（４）保健医療関係者

（５）福祉団体の代表者

（６）福祉関係事業者の代表者

（７）行政関係者

（８）その他町長が必要と認める者

３　委員の任期は、委嘱の日から計画策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

2　印南町地域福祉計画策定委員会名簿

区分		氏名	団体等の役職名
委員長	町議会議員	中島　洋	印南町議会　文教厚生常任委員会　委員長
副委員長	福祉関係事業者の代表者	森尾　正稔	印南町社会福祉協議会　会長
委員	住民組織の代表	寺前　剛	印南町区長連絡協議会　会長
委員	学識経験者（社会福祉士）	谷前　修一	印南町社会福祉協議会　事務局長
委員	町議会議員	堀口　晴生	印南町議会　議長
委員	保健医療関係者	川口　精司	医師
委員	保健医療関係者	岩﨑　佳江	保健師（保健センター長）
委員	福祉団体の代表者	門脇　秀和	印南町身体障害者福祉連盟　会長
委員	福祉団体の代表者	池上　省吾	印南町老人クラブ連合会　会長
委員	福祉団体の代表者	西田　太夫	印南町民生児童委員協議会　会長
委員	福祉関係事業者の代表者	松本　一美	和歌山県福祉事業団　理事（日高圏域統括）
委員	福祉関係事業者の代表者	木村　正直	いなみこども園　園長
委員	福祉関係事業者の代表者	辻　　恵美	カルフール・ド・ルポ印南　施設長
委員	行政関係者	脇谷　宗男	印南町　副町長

敬称略・順不同

第２次印南町地域福祉計画・地域福祉活動計画
発行：印南町住民福祉課　印南町社会福祉協議会

〈印南町住民福祉課〉
和歌山県日高郡印南町大字印南 2570
電 話：0738-42-1738
FAX：0738-42-8020

〈印南町社会福祉協議会〉
和歌山県日高郡印南町大字印南 2009-1
電 話：0738-42-1433
FAX：0738-42-7294